

**第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画
素案**

**令和2年1月
吉野町**

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

第2章 子育てを取り巻く状況

- 1 人口、世帯等の状況
- 2 就労の状況
- 3 教育・保育等の状況
- 4 ニーズ調査結果の概要
- 5 計画策定にかかる意見聴取のまとめ
- 6 子育て支援施策の実施状況

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

- 1 地域における子育ての支援
- 2 保護者と子の確かな成長の支援
- 3 安心して子育てできる環境の整備

第5章 計画の目標値等

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 計画の点検・評価に向けて

資料編

- ・吉野町子ども・子育て会議条例
- ・吉野町子ども・子育て会議運営要綱
- ・吉野町子ども・子育て会議傍聴要領
- ・吉野町子ども・子育て会議委員名簿
- ・吉野町子ども・子育て会議協議経過

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成29年の全国の合計特殊出生率は1.43であり、奈良県はそれを下回る1.23となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

平成29年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、2019年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも2020年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の使途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については平成31年4月から一部先行で実施し、令和2年4月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

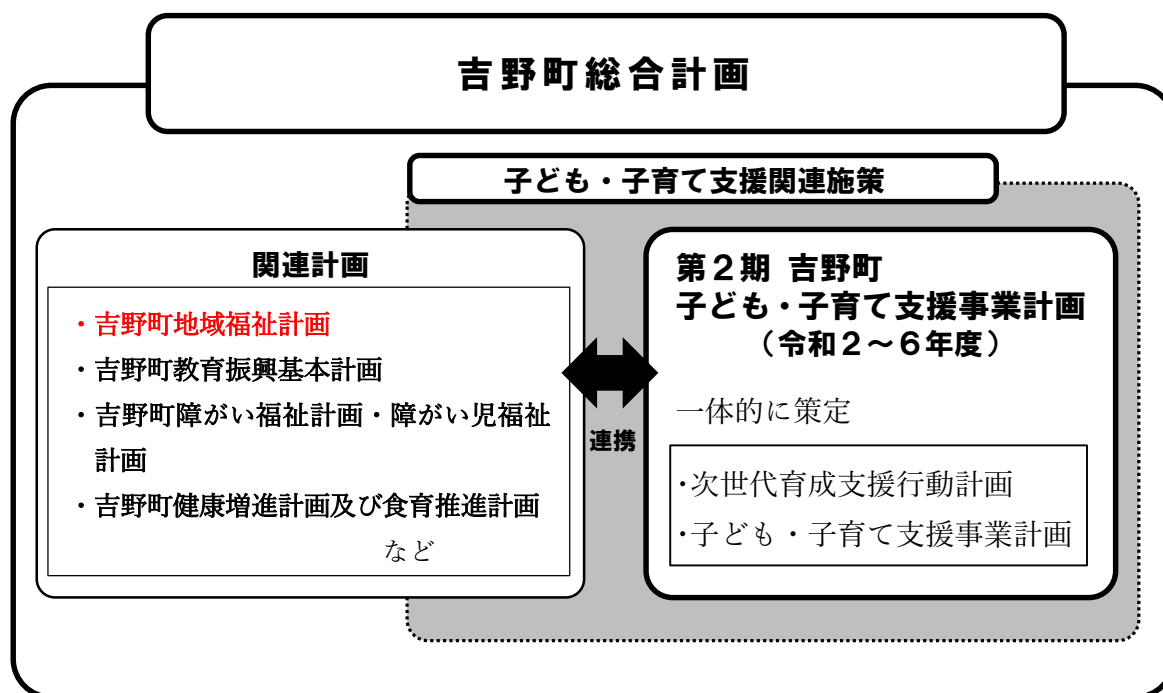
また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（2025年3月31日まで）しています。

吉野町においても、子ども・子育て支援新制度に対応した「吉野町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援施策を推進してきました。

このたび、第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、吉野町の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」の考え方等を継承して、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであり、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や「吉野町子ども・子育て会議」などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、吉野町総合計画をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。



3. 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	吉野町子ども・子育て支援事業計画					第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画				

中間年
見直し

4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、**吉野町**の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

5. 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本方針の改正方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 外国につながる幼児への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」より

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

②支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

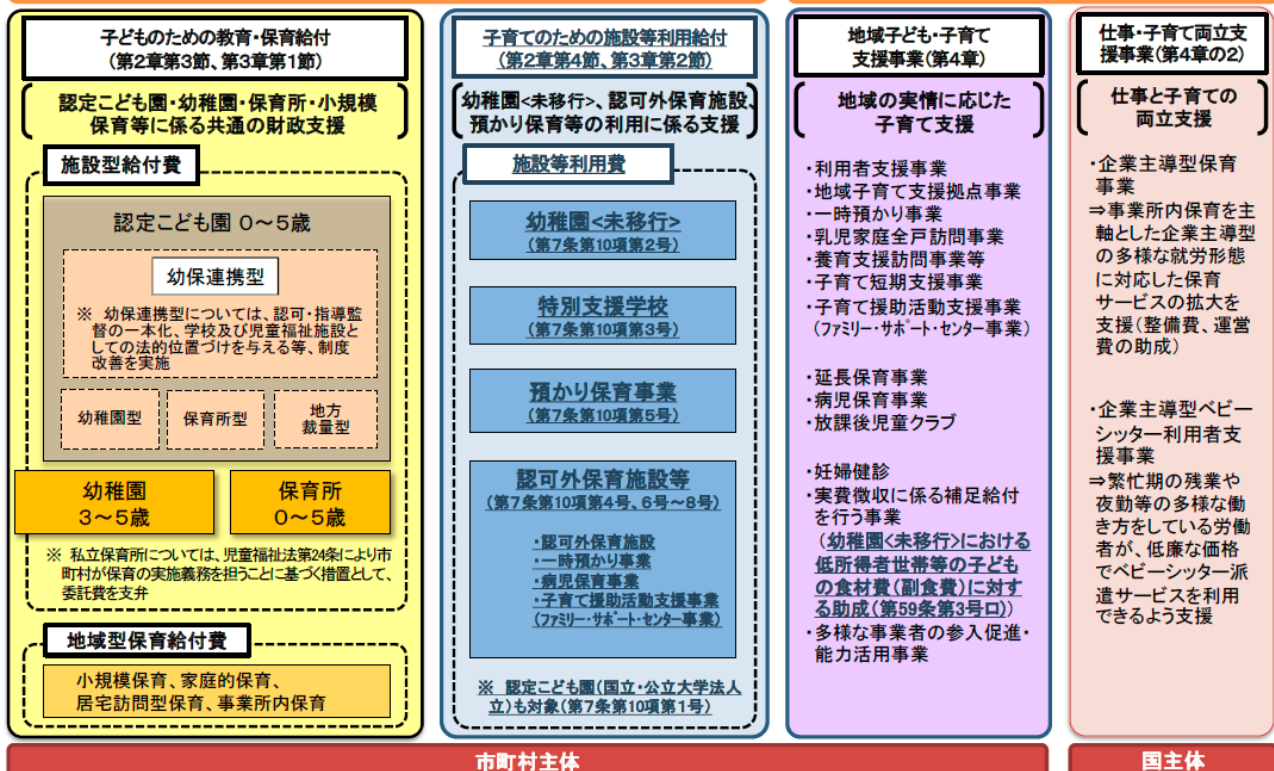
(3) その他

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



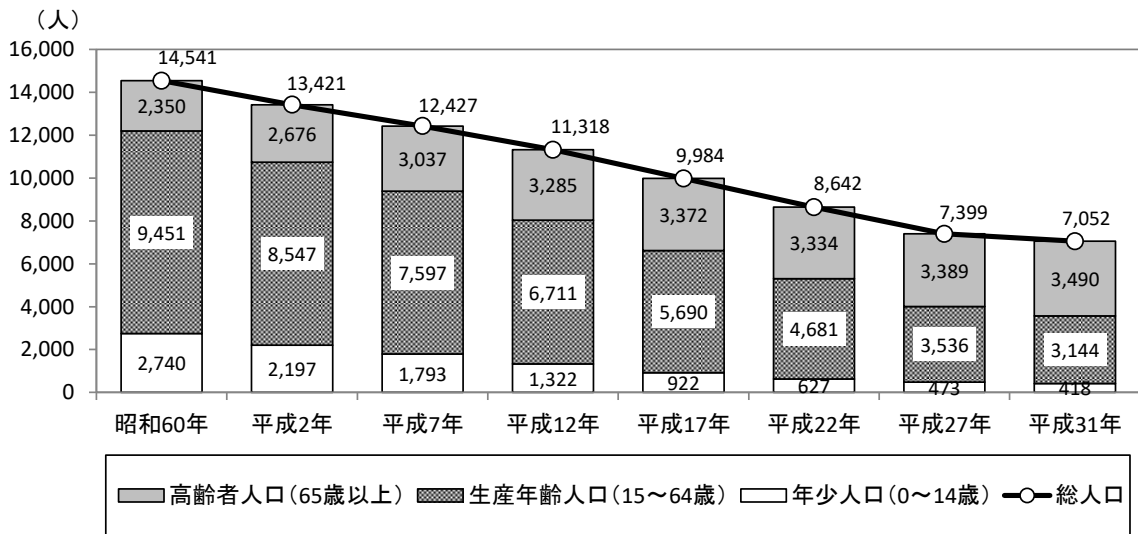
第2章 子育てを取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口構造

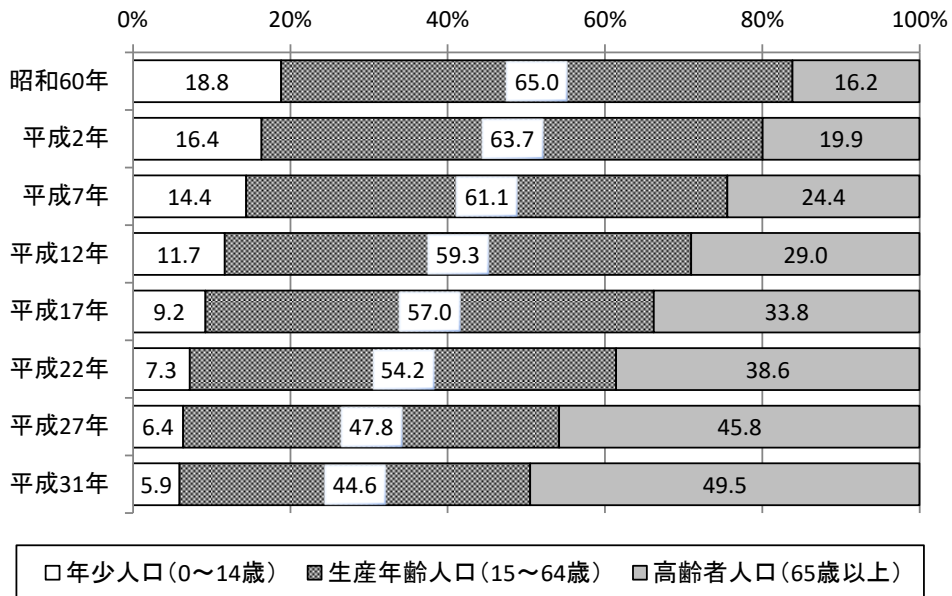
吉野町の人口は減少傾向にあり、平成31年に7,052人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の低下と高齢者人口（65歳以上）の上昇がみられ、少子高齢化が進行しています。

図表 人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）、平成31年は住民基本台帳（3月31日）

図表 年齢3区分別人口割合の推移



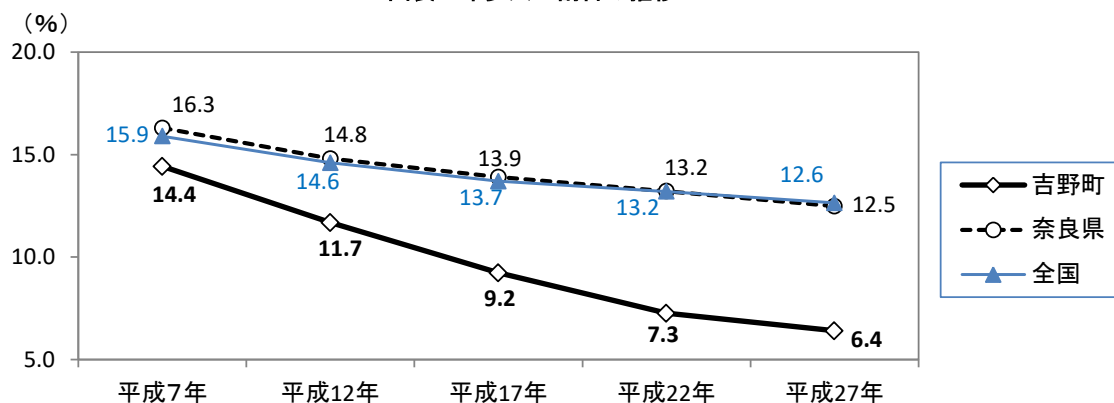
資料：国勢調査（各年10月1日）、平成31年は住民基本台帳（3月31日）

(2) 子ども数等の状況

吉野町の年少人口割合について、平成7年からの国勢調査結果でみると、低下し続けています。国や県に比べて、低い値で推移しています。

住民基本台帳より年齢5歳階級別にみると、平成31年3月末時点で、「0～4歳人口」は101人、「5～9歳人口」は149人、「10～14歳人口」は168人となっています。

図表 年少人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 年齢5歳階級別人口

年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4	54	47	101	55～59	217	256	473
5～9	79	70	149	60～64	271	300	571
10～14	82	86	168	65～69	410	414	824
15～19	90	100	190	70～74	315	385	700
20～24	105	103	208	75～79	295	359	654
25～29	111	96	207	80～84	225	312	537
30～34	114	126	240	85～89	153	301	454
35～39	122	139	261	90～94	69	184	253
40～44	169	154	323	95～99	9	50	59
45～49	155	159	314	100～	1	8	9
50～54	179	178	357	合計	3,225	3,827	7,052

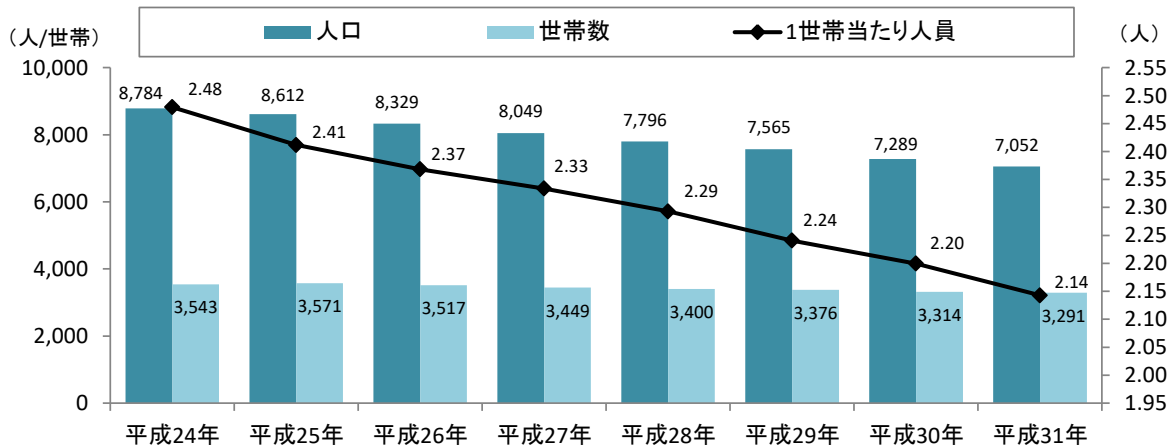
資料：住民基本台帳（平成31年3月31日）

(3) 世帯の状況

吉野町の世帯状況を住民基本台帳の推移で見ると、世帯数は減少傾向にあります、1世帯当たり人員も減少傾向となっています。

また、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、世帯数・構成比ともに減少傾向にあり、平成27年の構成比においては国、県よりも下回っています。

図表 世帯状況の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

図表 子どものいる世帯の推移

	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		平成17年 → 平成22年 の伸び率 (%)	平成22年 → 平成27年 の伸び率 (%)
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)		
一般世帯総数	3,358	100	3,165	100	2,938	100	-5.7	-7.2
6歳未満の子どもがいる世帯	191	5.7	147	4.6	122	4.2	-23.0	-17.0
核家族世帯	86	2.6	62	2.0	64	2.2	-32.8	3.2
その他の親族世帯	105	3.1	84	2.7	57	1.9	-36.4	-32.1
非親族・単独世帯	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どもがいる世帯	672	20.0	500	15.8	339	11.5	-25.6	-32.2
核家族世帯	271	8.1	228	7.2	169	5.8	-18.9	-25.9
その他の親族世帯	401	11.9	269	8.5	165	5.6	-34.9	-38.7
非親族・単独世帯	0	0.0	3	0.1	5	0.2	0.0	0.0

資料：国勢調査（各年10月1日）

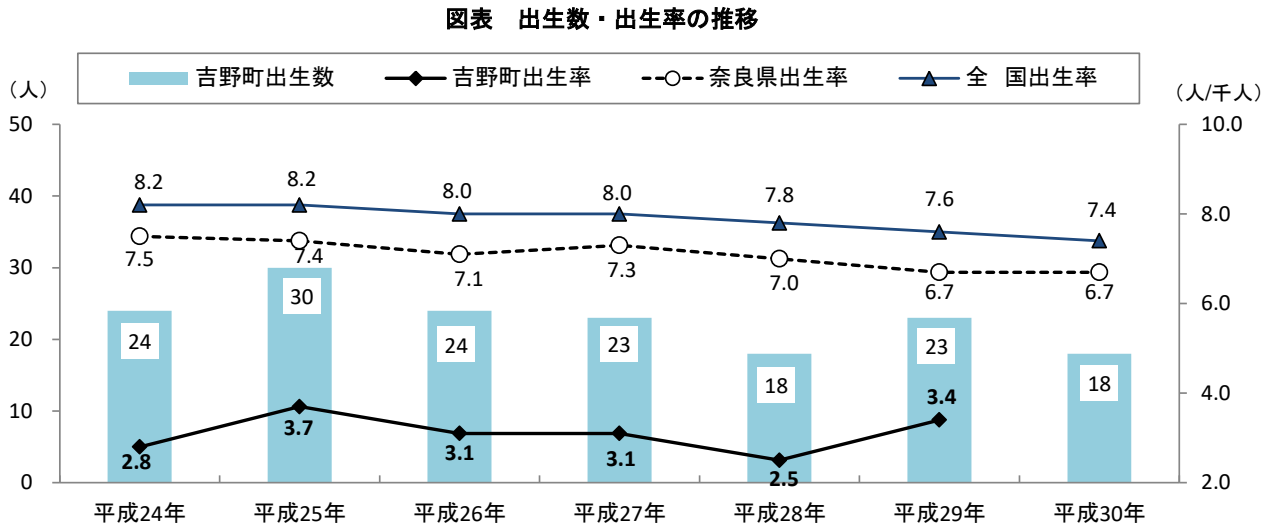
図表 子どものいる世帯（平成27年）

	吉野町	奈良県	全国
一般世帯総数 [世帯]	2,938	529,258	53,331,797
6歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	122	46,469	4,617,373
(構成比 [%])	4.6	8.8	8.7
18歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	500	122,682	11,471,850
(構成比 [%])	15.8	23.2	21.5

資料：国勢調査（平成27年10月1日）

(4) 出生数・出生率の推移

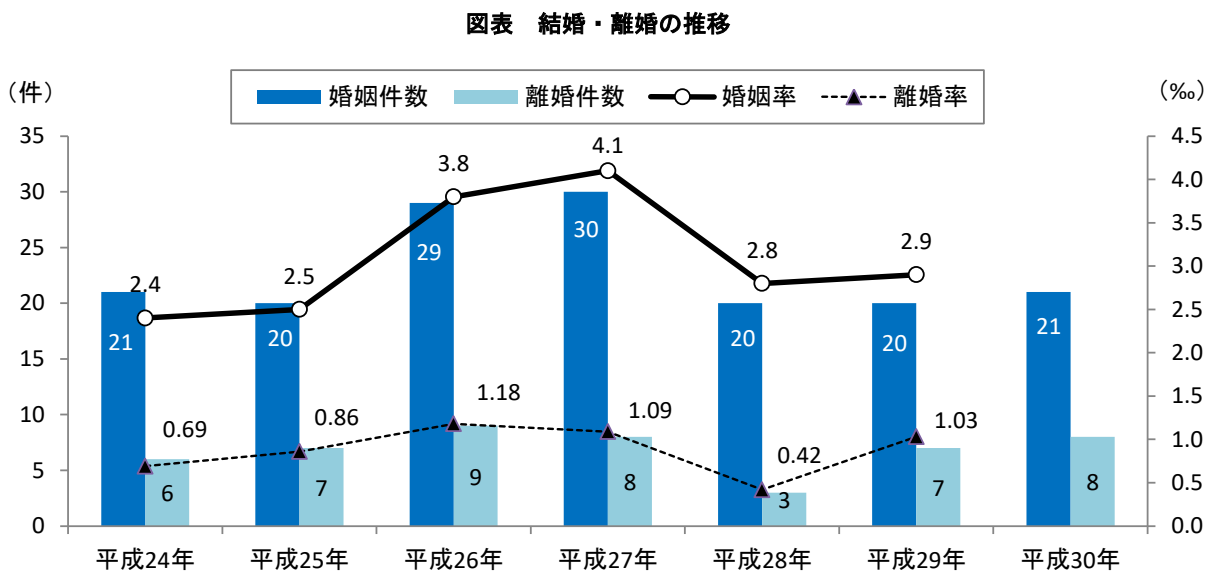
吉野町の近年の出生数をみると、平成24年の24人から増減を経て平成30年に18人となっています。出生率（人口千人あたりの出生数）は、国や県よりも低い値で推移しており、平成29年の出生率は3.4パーミルとなっており、国や県よりも低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

(5) 結婚の状況

吉野町の婚姻の状況は、平成30年に、結婚が21件、離婚が8件となっています。



資料：人口動態統計

2. 就労の状況

(1) 労働力状態

平成 27 年の国勢調査によると、吉野町の労働力人口は、3,441 人で、うち男性が 57.1%、女性が 42.9%となっています。平成 17 年から 22 年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しており、その伸び率は男性が-17.12%であるのに対し女性は-13.24%と、女性のほうが高くなっています。また、平成 22 年から平成 27 年にかけては、労働力人口は全体として減少しており、男性の伸び率-14.57%に対して、女性の伸び率-9.56%と、女性のほうが高くなっています。

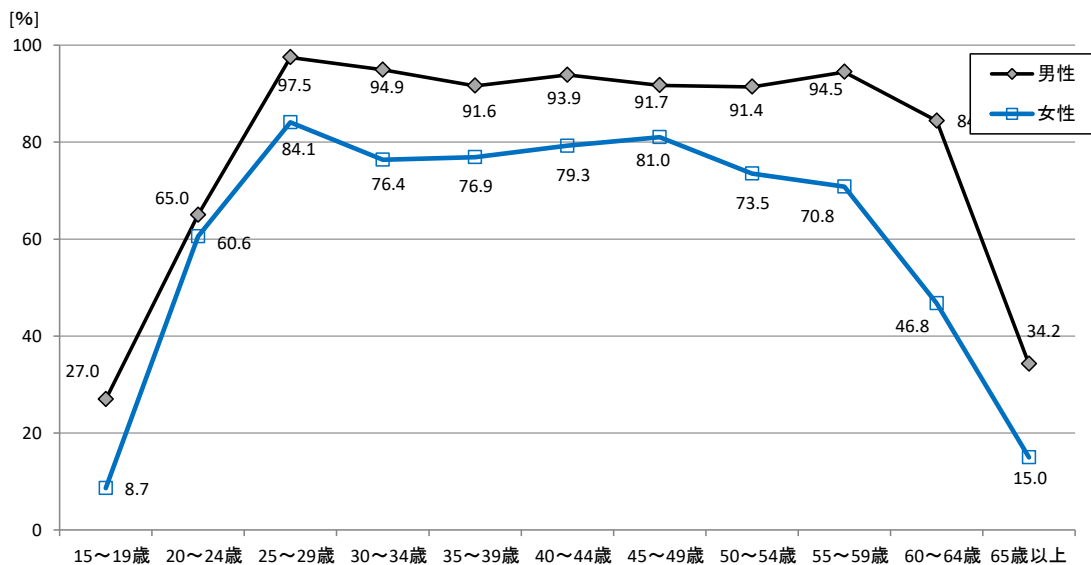
図表 労働力人口

		平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)		平成 17 年 →22 年 の伸び率 (%)	平成 22 年 →27 年 の伸び率 (%)
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)		
15 歳以上 人口	総数	9,062	100	8,015	100	6,925	100	-11.55	-13.60
	男性	4,203	46.4	3,687	46.0	3,162	45.7	-12.28	-14.24
	女性	4,859	53.6	4,328	54.0	3,763	54.3	-10.93	-13.05
労働力 人口	総数	4,656	100	3,932	100	3,441	100	-15.55	-12.49
	男性	2,775	59.6	2,300	58.5	1,965	57.1	-17.12	-14.57
	女性	1,881	40.4	1,632	41.5	1,476	42.9	-13.24	-9.56

資料：国勢調査

吉野町の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が 9 割台となっています。一方、女性では、35～39 歳で労働力率が 76.4%に低下したのち上昇して、50 歳以上から低下していきます。また、40 歳以上では 45～49 歳の 81.0%が最も高い労働力率となっていますが、30～34 歳の 76.4%に比べると低い値となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率 (平成 27 年)



資料：国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日)

図表 年齢階級別女性労働力率の比較

(平成 27 年)

	吉野町	全国
合計	39.3	50.0
15 から 19 歳	8.7	14.7
20 から 24 歳	60.6	69.5
25 から 29 歳	84.1	81.4
30 から 34 歳	76.4	73.5
35 から 39 歳	76.9	72.7
40 から 44 歳	79.3	76.0
45 から 49 歳	81.0	77.9
50 から 54 歳	73.5	76.2
55 から 59 歳	70.8	69.4
60 から 64 歳	46.8	52.1
65 歳以上	15.0	16.7

資料：国勢調査

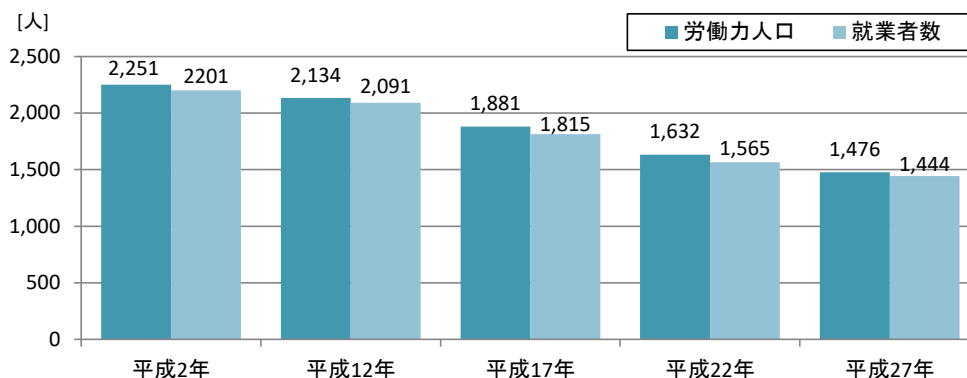
女性労働力率を、全国と比較すると、吉野町 39.3%、全国 50.0%と、全国に比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、25 歳から 49 歳の労働力率が全国と比べて高くなっている一方、50 歳上では 55 歳から 59 歳を除く各階級で、労働力率は全国と比べ低くなっています。

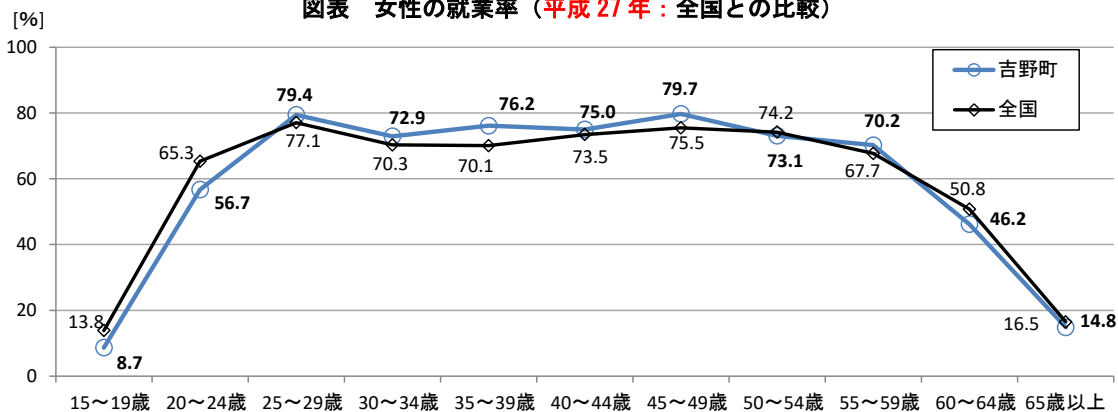
(2) 女性の就業状況

吉野町の女性の労働力人口、就業者数はともに減少傾向で推移しています。また女性の就業率を年齢階級別にみると、子育て期に低くなるM字型カーブを描いていますが、国に比べて吉野町では 25 歳から 49 歳で高くなっています。

図表 労働力人口と就業者数



図表 女性の就業率 (平成 27 年 : 全国との比較)



資料：国勢調査 ※労働力状態「不詳」を除いて算出

3. 教育・保育等の状況

(1) 就学前児童の状況

令和元年度の就学前児童の利用状況をみると、認定こども園が2園となっており、定員186人に対して利用人数は86人となっています。

図表 よしのこども園<幼保連携型認定こども園>定員と利用状況

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間利用児 (1号認定)	定員				20人	20人	20人	60人
	利用状況				0人	6人	7人	13人
長時間利用児 (2号・3号認定)	定員	7人	10人	13人	10人	10人	10人	60人
	利用状況	2人	8人	7人	9人	10人	10人	46人
計	定員	7人	10人	13人	30人	30人	30人	120人
	利用状況	2人	8人	7人	9人	16人	17人	59人

(令和元年5月1日利用人数)

図表 わかばこども園<幼稚園型認定こども園>定員と利用状況

区分		3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間利用児 (1号認定)	定員	17人	17人	17人	51人
	利用状況	7人	6人	11人	23人
長時間利用児 (2号認定)	定員	5人	5人	5人	15人
	利用状況	2人	1人	0人	3人
計	定員	22人	22人	22人	66人
	利用状況	9人	7人	11人	27人

(令和元年5月1日利用人数)

(2) 小・中学校の状況

小学校の児童数は横ばい傾向にありましたが、近年、減少傾向で推移し、令和元年は193人となっています。

また、令和元年の町立学童保育所の利用状況は、定員60人に対して利用人数は65人となっています。

図表 小学校児童数の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数(校)	2	2	2	2	2	2
総児童数(人)	209	207	203	213	207	193

図表 吉野町立学童保育所 定員と利用状況

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
吉野学童保育所	定員							30人
	利用状況	4人	8人	11人	7人	1人	6人	37人
吉野北学童保育所	定員							30人
	利用状況	10人	4人	6人	1人	2人	5人	28人
計	定員							60人
	利用状況	14人	12人	17人	8人	3人	11人	65人

(令和元年5月1日利用人数)

中学校の生徒数については、減少傾向で推移しており、令和元年は85人となっています。

図表 中学校生徒数の状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数(校)	1	1	1	1	1	1
総生徒数(人)	146	118	111	93	95	85

(令和元年5月1日利用人数)

4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

○調査の目的

計画を策定するための基礎資料として、就学前児童・小学校の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況を把握することを目的に「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

○実施概要

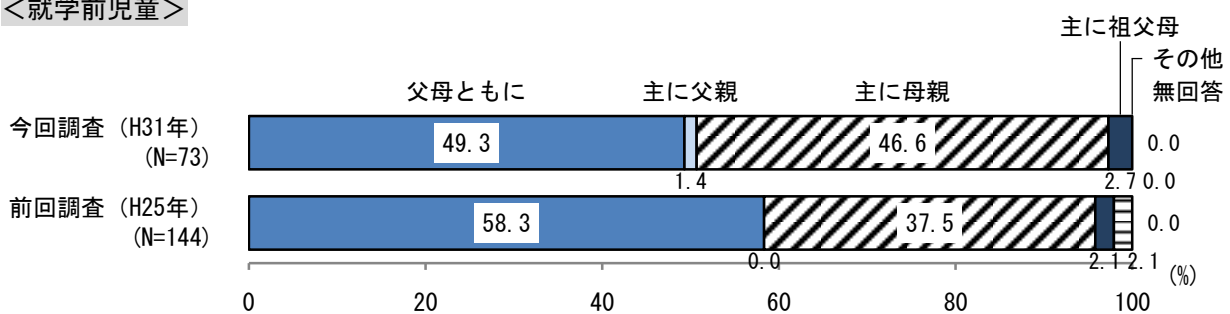
- 調査地域 吉野町全域
- 調査対象 吉野町内在住で「未就学児」を養育している保護者（就学前児童調査）108人
吉野町内在住で「小学生」を養育している保護者（小学生調査）143人
- 調査期間 平成31年2月22日～3月4日
- 調査方法 郵送及び、各学校・保育所・幼稚園を通じて配布 郵送回収
- 回収結果 就学前児童調査：73件（回収率：67.6%）
小学生調査：90件（回収率：62.9%）

(2) 調査結果の概要

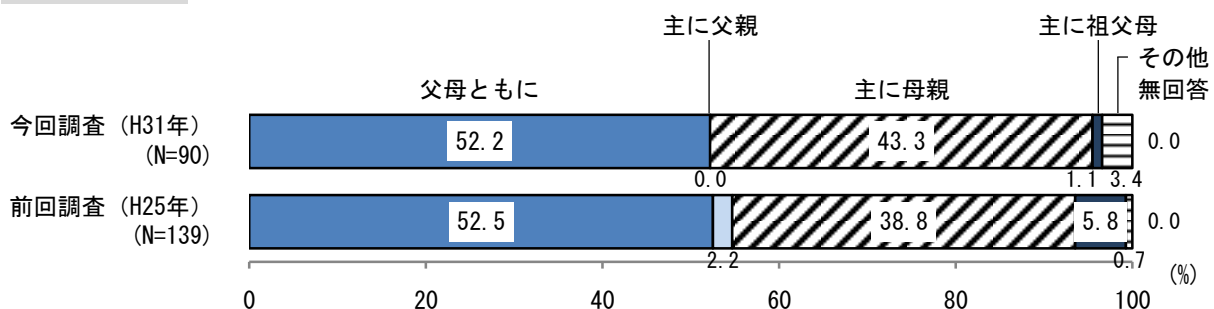
①子どもの子育て(教育含む)を主に行っている人

主に世話をしている人については、「主に母親」が就学前児童で46.6%、小学生児童で43.3%となっており、ともに前回調査に比べて増加傾向にあります。

<就学前児童>



<小学生児童>

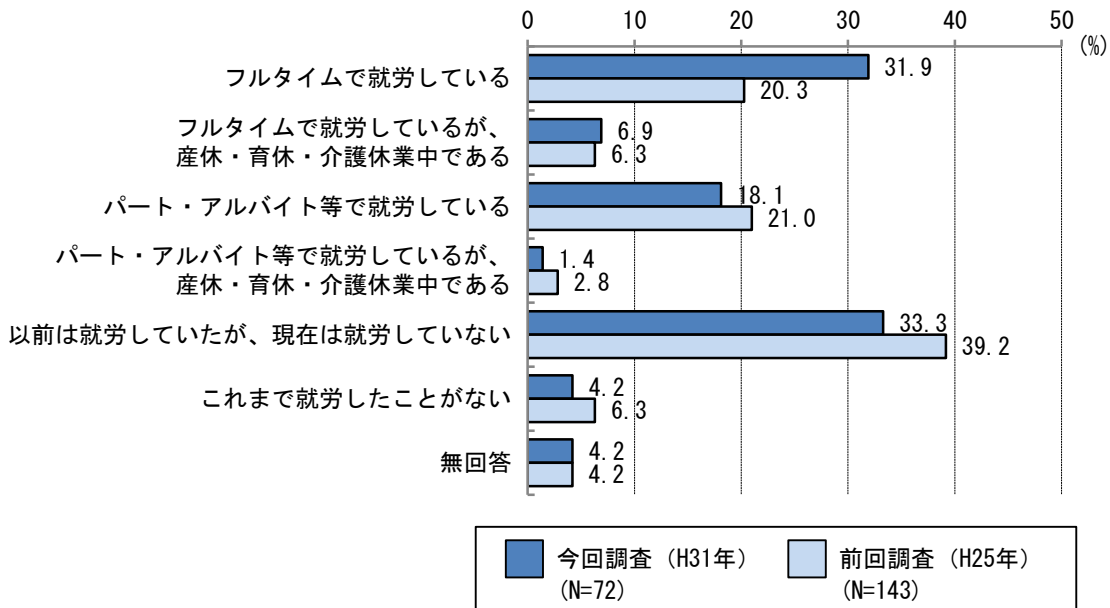


②母親の就労状況(単数回答)

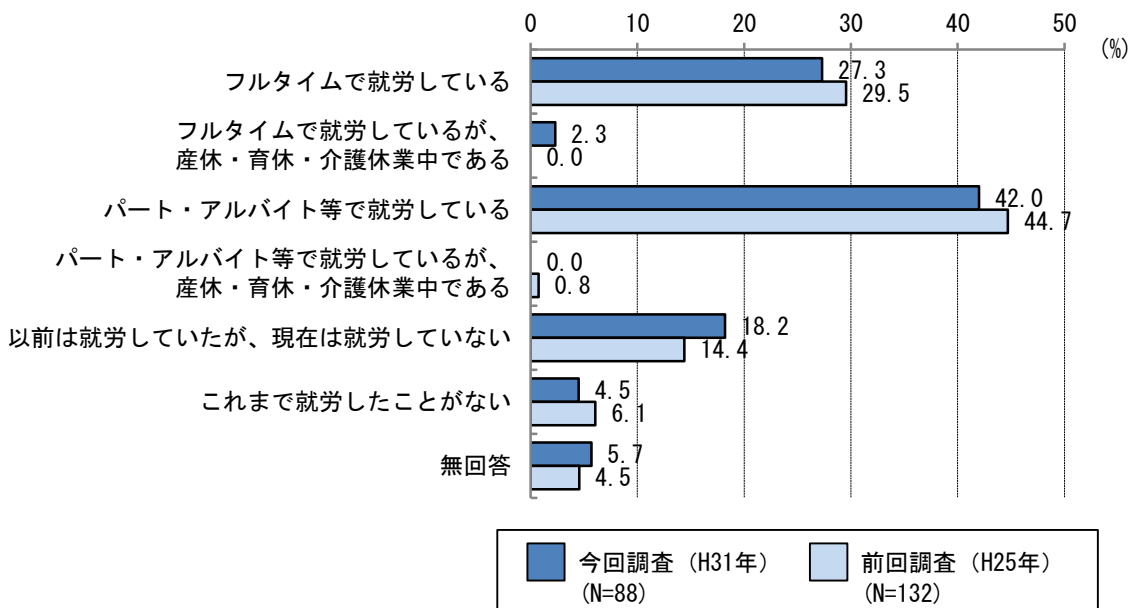
母親の就労状況をみると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が33.3%と最も高くなっていますが、「フルタイムで就労している」が31.9%と、前回調査に比べて10ポイント以上増えています。

一方、小学生児童では「パート・アルバイト等で就労している」が42.0%と、前回調査と同様に最も高くなっています。

<就学前児童>



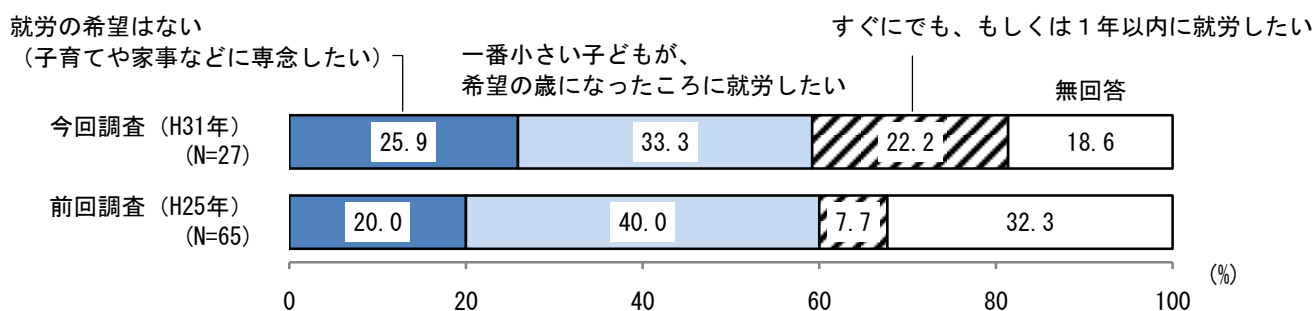
<小学生児童>



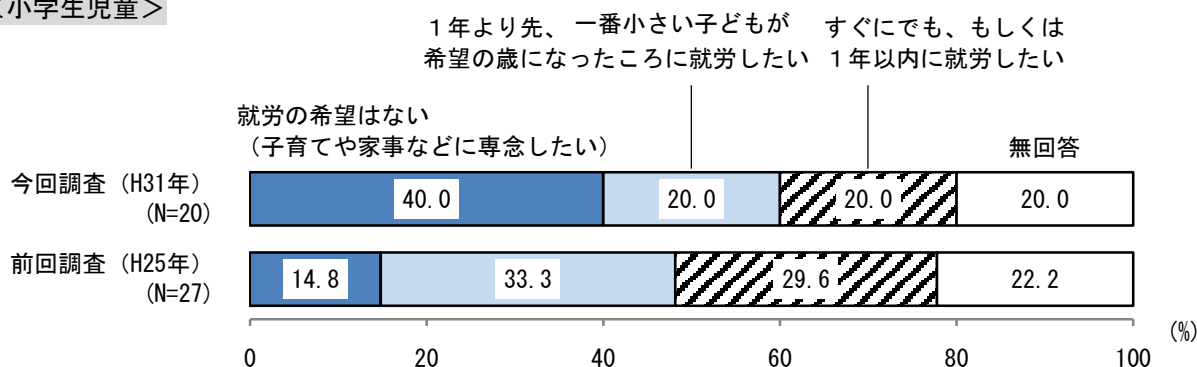
③現在働いていない母親の就労についての希望(単数回答)

現在就労していない、またはこれまで就労したことがない母親のうち、今後就労希望があると回答した割合(「一番小さい子どもが、希望の歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の計)が、就学前児童で55.5%、小学生児童で40.0%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では増加傾向にあります。

<就学前児童>

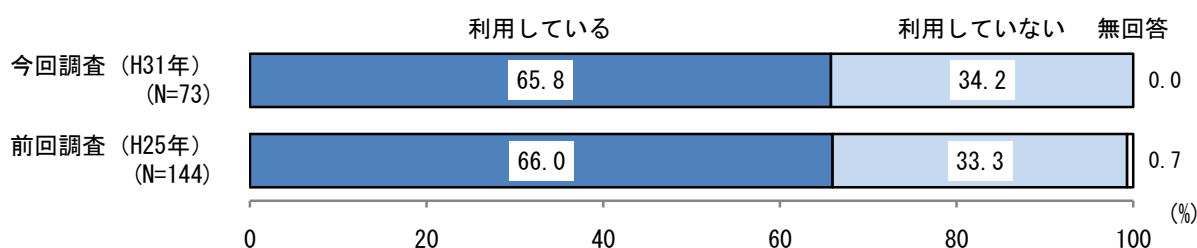


<小学生児童>



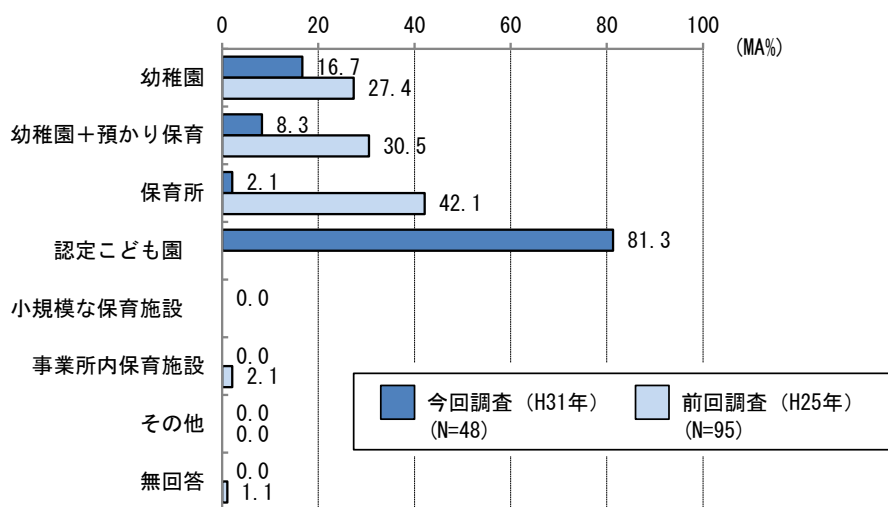
④定期的な幼稚園・保育所などの利用有無 [就学前児童のみ]

保育サービスの利用についてみると、「利用している」が6割台(65.8%)と、前回調査と比べて差はみられません。



④-1 利用している事業(複数回答) [就学前児童のみ]

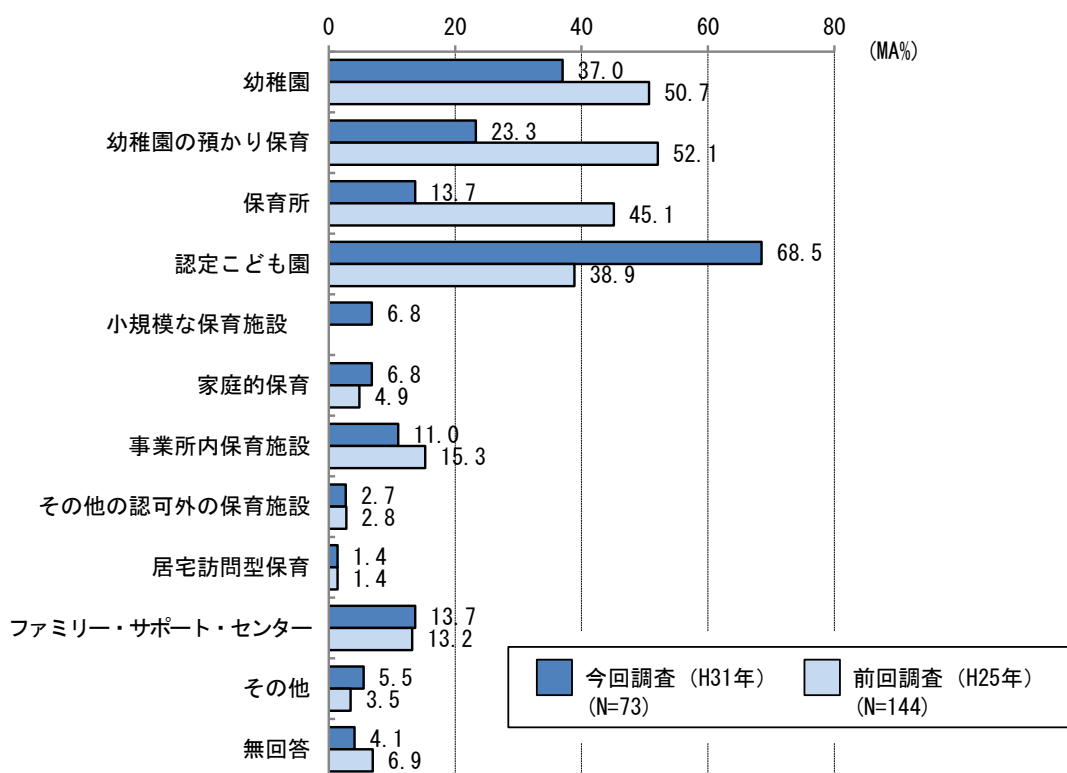
保育サービス利用者の利用している保育サービスの内訳を見てみると、「認定こども園」が81.3%と、高い数値となっており、次いで「幼稚園」が16.7%となっています。



* 前回調査では「認定こども園」「小規模な保育施設」は、項目設定なし

⑤定期的に利用したい平日の教育・保育事業(複数回答) [就学前児童のみ]

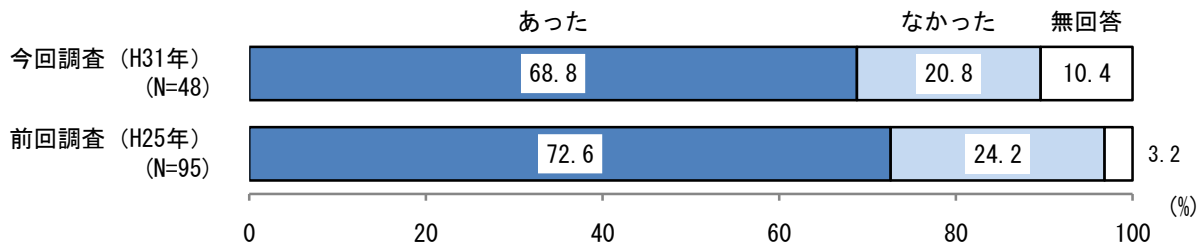
今後利用したい保育サービスの利用意向内容をみると、「認定こども園」が68.5%と最も高くなっており、前回調査と比べて30ポイント近く増えています。また、これに続くのが、「幼稚園」が37.0%、「幼稚園の預かり保育」が23.3%となっています。



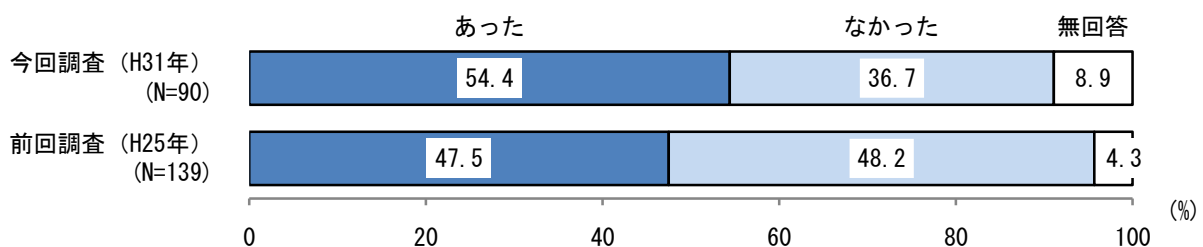
⑥この一年間に病気やケガで学校を休んだこと

この一年間で、子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった（学校を休んだ）ことの有無についてみると、「あった」が就学前児童で68.8%、小学生児童で54.4%となっており、前回調査と比べると、就学前児童では減少していますが、小学生児童では増加しています。

<就学前児童>



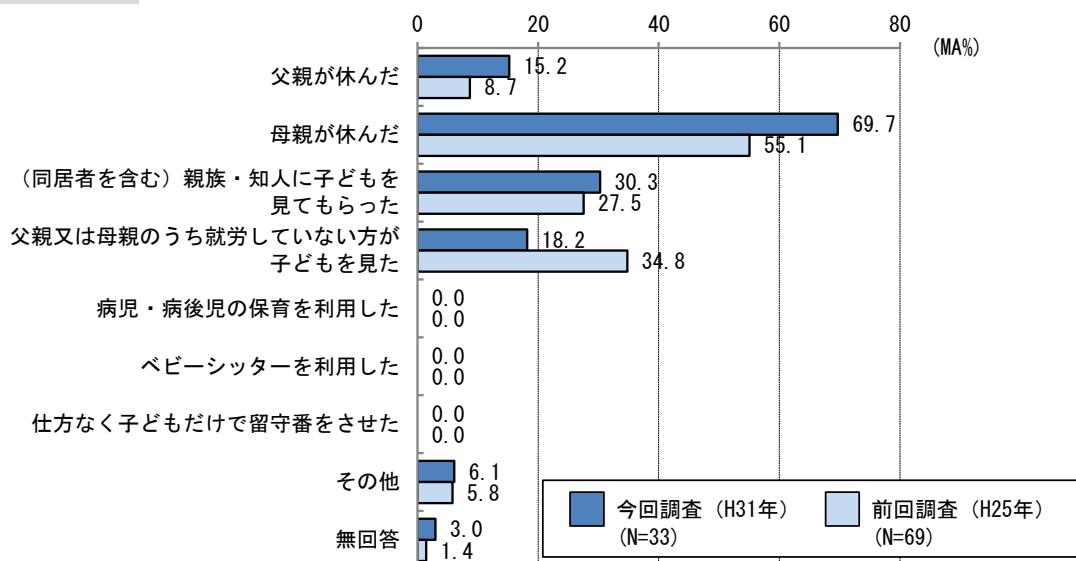
<小学生児童>



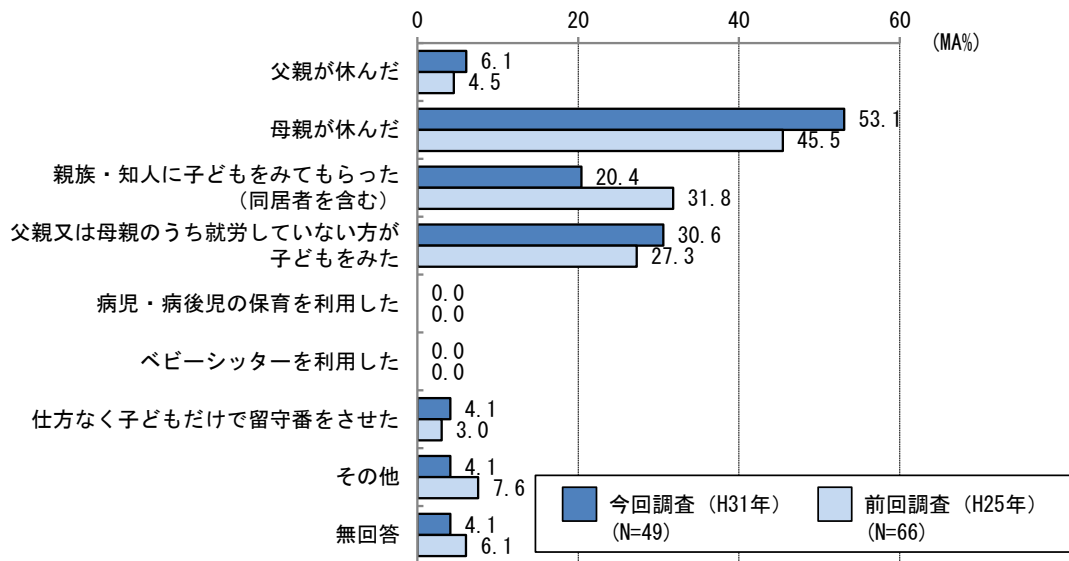
⑦対処方法(複数回答)

前質問の「あった」方のみにお聞きした対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で69.7%、小学生児童で53.1%と、ともに最も高くなっており、前回調査と比べて、それぞれ10ポイント前後増えています。

<就学前児童>



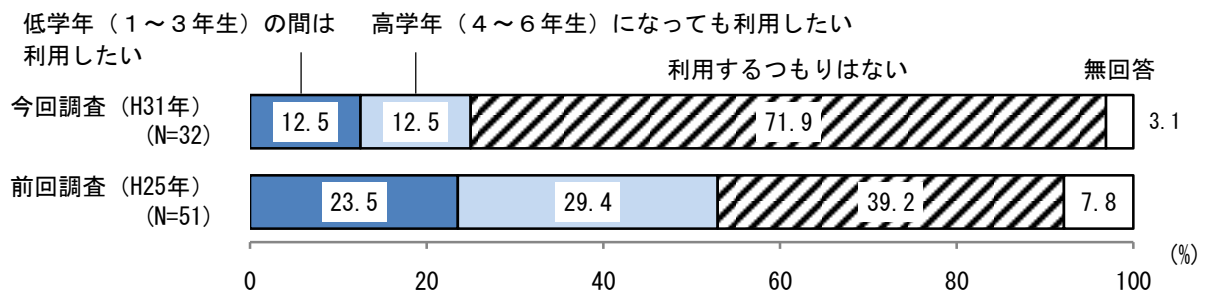
<小学生児童>



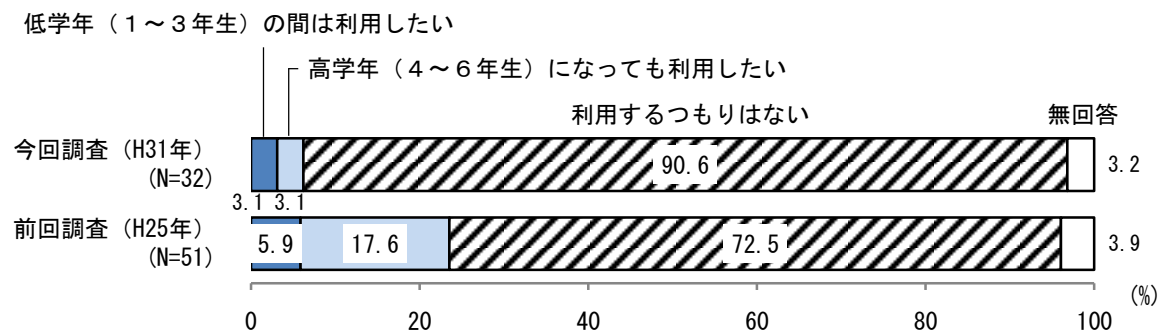
⑧土曜日、日曜・祝日の学童保育所の利用希望 [小学生児童のみ]

学童保育所の利用希望についてみると、低学年の間または高学年になっても利用したいという割合が、土曜日で 25.0%、日曜・祝日で 6.2%となっており、ともに前回調査と比べて大きく減少しています。

<土曜日>



<日曜・祝日>



5. 計画策定にかかる意見聴取のまとめ

(1) 調査の実施概要

○調査の目的

様々な子育て中の当事者・関係者の意見を聴取し、吉野町の課題把握や今後の取組の検討につなげ、吉野町の施策や計画に反映させていくことを目的に「計画策定にかかる意見聴取」を実施しました。

○実施概要

■調査対象 子育て世代家庭（にこにこランド・にこにこルーム参加者9名）、保育教諭（よしのこども園・わかばこども園13名）、学童指導員（11名）、子育てボランティア団体（3名）等

■調査期間 令和元年7月下旬～令和元年9月中旬

(2) 調査結果の概要

①にこにこランド・にこにこルーム参加者（よしのこども園、わかばこども園）
<p>【子育てに関する期待や不安】</p> <ul style="list-style-type: none">・健康ですくすく育てほしい。元気に大きく育てほしい。・父親が家にいないことが多いのが不安。・成長してからの金銭面について不安がある。・子どもたちの成長と共に学校などどう変わっていくのかが不安。・高校進学時に不便を感じている。・近所に同年齢の子どもが少ない。就園時や、にこにこランドなどの時中に入っていけるか心配。・一人っ子の為目が行き届きすぎて手をかけすぎているのではないか心配。・町内の医療機関が少ない。レントゲンを撮ってもらえる小児科・耳鼻科など。・友達の家に遊びに行くのに車での送迎でないといけない。
<p>【地域とのつながりについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・自分の友達や、にこにこで出会ったお母さん達。・施設を利用したり、公園に行ってそこで遊んでいる子と遊んだりしている。・龍門文庫・木の子文庫等を利用し、知り合いが増えてよい。・町内のいろいろな施設を利用しているので、子育て仲間がいるのがよい。・地域の方との付き合いを深くもっている。・近所の人とのつながりや助けがある。よく声をかけてもらい嬉しい。・地域の行事には参加したい。家庭では経験できないことを地域で経験させてもらっている。・大人主体の地域のつながりになっている。子どもが十分に関われるつながりがあるとよい。
<p>【希望する子育て支援について】</p> <ul style="list-style-type: none">・公園が欲しい（国栖幼稚園跡など）。近くに買い物が出来る場所があればなお嬉しい。・閉園した中荘幼稚園園庭の遊具を開放してほしい。

①にこにこランド・にこにこルーム参加者（よしのこども園、わかばこども園）

- ・小さな子どもを安心して遊ばせられる場所、公園（室内）。
- ・子どもが小さい間は、室内の施設が利用しやすい。
- ・子どもが集える場を作って欲しい。
- ・子育て支援事業の回数を増やしてほしい。
- ・こども園での一時預かりの料金設定を、時間単位にしてもらえると利用しやすい。
- ・地域の子どもと一緒に入園させたい。もし0～2歳の間で保育が必要になった場合、よしのこども園にいかなければならないのは少し残念。
- ・公民館・龍門文庫・役場に行くときの駐車場が河原では子連れの場合大変負担。

【子育ての相談相手について】

- ・家族（自分の両親、夫の両親、夫）。 ・友達。 ・子育て仲間、近所の人。
- ・支援センター。 ・にこにこランドでの保護者友達。 ・スタッフ。

②保育教諭（よしのこども園、わかばこども園）

【子どもたちの育ち等について感じること】

- ・月齢による個人差・経験値の差はあるが、のびのび成長しているように感じる。
- ・少人数で固定概念や固定化された人間関係の中で育ったため、トラブルなどは少ないが、それが安心できることなのか見守っていく必要がある。
- ・特別に支援が必要な子どもが増えてきているが、環境や周囲の関わりにより、その場に適応して落ち着いて行動できるようになるのではと感じる。
- ・生活のリズムが定着していない子・身の自立が遅い子、人との関わる力が弱い子が増えてきた。
- ・日常生活体験が少なく、家庭で体験すること・家庭での役割が減っていると感じる。
- ・戸外で体を動かして遊ぶ体験が不足しており、異年齢での関わりが薄い。
- ・自ら考えて動こうとする力が乏しい。
- ・食べ物に対する欲求が薄い。

【園児の家庭環境について感じること】

- ・地域性にかかわらず、家庭の状況・環境が多様化している。
- ・入園までの子どもの経験値や身の自立が多様になっている。
- ・保護者がスマホやタブレットに依存しており、子どもを早く寝かしつけることや決まった時間に起こすことができない。
- ・年齢相応にできることは取り立てて褒めず、できない時だけ注意する家庭がある。
- ・祖父母と暮らしている園児が少なく核家族が多い。
- ・3世代の家庭と核家族の家庭とで子どもの育ちに違いを感じる。
- ・共働きの家庭が増え、よしのこども園では2号・3号認定児が多い。
- ・過保護・過干渉・放任・無関心の家庭も見られる。
- ・子育てに関心が薄い反面、過干渉で子どもの主体性が育っていない。
- ・子どもへの言葉かけが多く、見守って個性や興味をもっていることを伸ばそうとする雰囲気が少ない。
- ・発達障がいの子どもの保護者は、家庭でストレスと不安を抱えているように感じる。

②保育教諭（よしのこども園、わかばこども園）

【理想とする子育て環境について】

- ・子どもが楽しいと思える体験や、保護者や保育者から褒められる体験を、幼児期からたくさんできる環境。
- ・園・家庭・地域の連携を大切に、子どもが安心して過ごせる環境。
- ・近くに子どもが安心して集える公園があり、子育て世代の保護者が気軽に集える場がある。
- ・地域で子どもを育てる環境、母親だけが孤立することなく、家族みんなで愛情をそそぐ子育て環境。
- ・家族だけでなく、地域で声を掛け合ったり助け合ったりできる。多世代の交流がある。
- ・母親の子育てに関する負担を軽くできるよう、家族の協力・行政等の支援が得られる環境。
- ・困った時に相談できる場所・人がある環境。
- ・子育て期間を楽しんでできる環境。
- ・町内に子育て世代が就労できる場がある。
- ・仕事をしていても安心して子どもを預けられる環境。
- ・病気の子どもを安心して預ける場がある。

【現場における課題】

- ・行事・保育活動の見直しと、保育の質を落とさずに業務を削減する工夫。
- ・長時間保育を利用する園児の増加に伴い、教育時間終了後の保育の進め方。
- ・地域の子育て支援事業（にこにこランド）の専用保育室がないため、毎回場の設定が必要。
- ・0・1・2歳児の一時預かりに対応する保育教諭をおく。
- ・病児・病後児保育などを行う保育室の確保と担当する看護師の配置。
- ・支援を必要とする園児の増加により、入園前に保護者が安心して相談できる園体制が必要。
- ・支援を要する園児・保護者への対応（幼児理解・保護者相談）のための保育者のスキルアップ。
- ・活動の切り替えがうまくできない園児に対して、見通しがもてるような環境構成の工夫が必要。

③学童指導員

【子育て家庭・親子について感じること】

- ・全般に**子どもの言いなりであったり**、ご機嫌を伺うような保護者が多い。
- ・指導員も交え、学童でどんな時間を過ごしたのかじっくり話す時間をも**てるとよい**。
- ・子どもたちの健康についてもう少し考えてほしい。子どもたちのことを真正面から見てあげてほしい。
- ・ルール（送迎の時間や持ち物など）を守れない事が多々ある。
- ・生活習慣の乱れが気になる子どもたちが多い。

【子育て環境について】

- ・子ども側からみれば、以前に比べて色々な行事やサークルもされているが、親子が共にすごし、話ができる環境や、行事等があったら、今の子どもたちを理解できることにつながると思う。
- ・共働き家庭が多くなってきている環境で、今後ますます**こども園**や学童保育のニーズは高まる。
- ・安心して子どもを預けられるところとしての設備や人のスキルが不足している。
- ・利用している子どもたちが過ごしやすいスペースがない。
- ・保護者の方と相談等に使えるスペースがほしい。

③学童指導員

【子育て支援における課題について】

- ・放課後だけでなく、長期休業中においても快適にすごすことができる環境。
- ・**こども園**、学校、教育委員会との情報の共有。・保護者の方々との懇談の必要性。
- ・一時保育や受け入れ利用時間の延長等。　　・人的環境、指導員・支援員の勤務について。
- ・本当の支援とは、どこまでか…これからの課題。

④子育てボランティア団体

【子育て家庭・親子について感じること】

- ・子育ての困難を抱えている家庭に、どうすれば支援の手を差し伸べることができるのか。
- ・保護者の家庭（**祖父母**）や保護者への教育啓蒙の在り方を考える必要がある。
- ・障がいを抱える子どもたちを家族ぐるみ守り、ともに成長する環境づくりが急務。
- ・学校や教育委員会のハードルが高い。学校での出来事を相談する場所が見つからず、抱え込んで苦しんでいる。
- ・スクールカウンセラーに情報が届いていない。ピンポイントで必要な情報を必要な人に届ける方法を考えることが急務。
- ・広報**よしの**への相談窓口一覧表の掲載、2小学校の1・2・3年全家庭に封書で個別相談できる窓口紹介を送る。

【子育て環境について】

- ・子どもたちの環境が**祖父母**世代と大きく異なる。老人会などで「孫が生まれたら知っておくべきこと」等の講演会を教委と合同でするとか、子育て環境のパイを大きくする必要がある。
- ・外国人の子弟、見える化・多言語化のために何が必要か整理する。

【子育て支援における課題について】

- ・虐待等、子どもたちを命の危険から守る。今のシステムで全国各地で起きる悲惨な出来事はクリアできるのかチェックが必要。
- ・困難家庭の今の課題、5年後までの見通しを保健センターが持ち、情報共有できるとよい。
- ・Line グループでの情報共有は今の時代に不可欠だが、ネットいじめの温床にもなるので、専門家とのタイアップが必要。
- ・スマホで簡単相談の後、専門家につなぐ等、保護者や子どもを丸抱えできる組織が必要。
- ・車の運転ができない。送り迎えのサービスを受けられないか。

⑤保健センター

【乳幼児健診から感じること】

- ・子どもの集まる数が以前より少なくなった。
- ・保護者は乳児・幼児などの発達・成長がイメージしにくくなっている傾向がある。
- ・いろいろな経験の積み重ねや日常生活での実際の係りの重要性を優しい言葉で伝えることが大切になってきている。
- ・自分の子どもよりスマホを見ているほうが多い方が気になる。

6. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。

【計画と実績】

単位：窓口設置数（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画				1	1
実 績	0	0	0	1	1

【現在の状況】

町の担当窓口（子育て支援係・保健センター・長寿福祉課）において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援を行っています。保健センター内で子育て世代包括支援センターを開設し平成 30 年 5 月より、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。保健師が妊娠届け出時に面談しています。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（にこにこランド・にこにこルーム）

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【計画と実績】

上段：のべ利用者数（人）

(※H28 年度までは利用登録者数)

下段：施設数（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	120	120	120	1,200	1,200
	2	2	2	2	2
実 績	33	44	1,144	914	718
	2	2	2	2	2

【現在の状況】

平成 27 年度よりよしのこども園、わかばこども園の2園において「にこにこランド」「にこにこルーム」を開催しています。

平成 29 年度、「にこにこランド」は両園合わせて 72 回開催し、のべ 696 人の親子が利用し、「にこにこルーム」は 39 回開催、のべ 448 人の親子が利用しました。

平成 30 年度は、「にこにこランド」は両園合わせて 70 回開催し、のべ 594 人の親子が利用し、「にこにこルーム」は 35 回開催、のべ 320 人の親子が利用しています。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	269	269	269	269	269
実 績	312	274	229	193	182

【現在の状況】

平成 29 年度は保健センターにおいて 17 人に妊婦検査受診券を配布しました。

平成 30 年度は 20 人に配布し、妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、医療機関受診を促進しています。

(4) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

主任児童委員と地域の民生委員・児童委員にも同行していただき、全ての対象家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行い、育児に関する不安の解消を目指しています。

【計画と実績】

単位：実施人数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	28	28	28	25	25
実 績	24	22	20	15	14

【現在の状況】

平成 29 年度は 20 家庭を訪問し、平成 30 年度は 15 家庭を訪問しています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	0	0	0	1	1
実 績	3	2	1	1	1

【現在の状況】

平成 29 年度・30 年度はそれぞれ 1 家庭の養育支援訪問を行っています。

(6) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【計画と実績】

単位：登録者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	65	63	62	60	60
実 績	66	70	79	70	65

【現在の状況】

吉野町では、小学校区ごと 2 箇所に学童保育所を設置して、留守家庭児童の対応をおこなっています。小学 1 年生～6 年生まで全学年を対象として受け入れています。

平成 29 年度は学童保育所の登録児童が 79 人、のべ利用児童は 7,735 人でした。

平成 30 年度は登録児童が 70 人、のべ利用児童は 7,419 人となっています。

(7) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するために実施します。こども園在園児を対象にしたものと未就園児対象のものがあります。

こども園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、1号認定の幼児と2号、3号認定の保育短時間認定の乳幼児が対象です。

未就園児を対象とした一時預かり（一般型）については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます。

(ア) こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	2,403	2,348	2,293	760	760
実 績	1,024	708	827	1,222	1,432

(イ) こども園における在園児を対象とした一時預かり以外（一般型）

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	2,680	2,618	2,558	210	210
実 績	109	176	120	121	64

【現在の状況】

こども園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、町内こども園2園において実施しており、未就園児対象の一時預かり（一般型）は、よしのこども園において実施しています。

平成 29 年度はこども園児を対象としたのべ利用者は 827 人、未就園児を対象としたのべ利用者は 120 人でした。

平成 30 年度はこども園児を対象とした一時預かり利用者は 1,222 人、未就園児を対象とした一時預かり利用者は 121 人となっています。

(8) 延長（時間外）保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態、通勤時間などに伴う保育時間の延長に対応するため、基本保育時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施する事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計 画	14	14	14	5	5
実 績	8	3	2	1	0

【現在の状況】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となりました。その内、標準時間認定（11時間）を超えた保育については延長（時間外）保育としてお預かりします。＜短時間認定（8時間）を超えた保育については、一時預かりとして保育します。＞

平成29年度は、11時間以上の利用者が2人でした。

平成30年度の11時間以上の利用者は1人で見込み人数を下回っています。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により乳幼児・児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
計 画	24	23	23	22	22
実 績				9	14

【現在の状況】

平成30年度7月より大淀町北野学園内 病後児保育『にし』において委託実施しています。

平成30年度利用者は9人でした。

(10) 子育て短期支援事業（ショテイ、トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	2	2	2	2	2
実 績	0	0	0	0	0

【現在の状況】

現在町内では、受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は、児童養護施設に委託し受入を行っています。

平成 29 年度は、利用希望がなく、令和元年度も現在まで利用希望がありませんでした。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員をなり、仕事と育児の両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0	0

【現在の状況】

現在町内では未実施の事業です。

今後ニーズが出てきた場合には、実施可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案し、認定こども園・保育所等、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等の購入に必要な費用や行事への参加に必要な費用等について、その一部を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
計 画	0	0	0	5	2
実 績	0	0	4	3	2

【現在の状況】

平成 29 年度より実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所・小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現在の状況】

主に待機児童を解消するために施設の設置を推進する事業で、現段階では実施の必要がないと考えます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、子どもも保護者も共に笑顔で成長していけるよう、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合うまちづくりを目指します。また、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実させ、それぞれの自立性・自主性を尊重していきます。そして、子どもも保護者も人として成長でき、次の世代へつないでいけるよう、子どもたちの未来に夢や希望がもてるように支援していきます。町中に子どもたちの笑顔があふれることは、保護者を含めたすべての人たちに笑顔をもたらします。すべてのひとが吉野の豊かな自然と同じように、心豊かに、子育ての喜びと幸せに満ちた吉野町を目指し、基本理念を次のとおり設定します。

**子育てをみんなで支えあい、
豊かな自然に笑顔あふれるまち 吉野**

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、町は次の2項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもも保護者も共に成長できる

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちの笑顔があふれる社会をつくる必要があります。「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利が擁護されなければなりません。

また、子育てと仕事の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が実現できるよう、働く保護者の支援を充実していくことが必要です。

そして、子どもたちがふるさと吉野に誇りを持ち、豊かな人間性を形成し、やがて保護者になった時自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めていく必要があります。

視点2 地域全体で子育てを支える

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。保護者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭を支援することが必要です。

吉野町において子どもの数は年々減少傾向にあります。今いる子どもたちの幸せを町全体で支えていくことが将来の吉野町の子どもたちの幸せにつながると信じて、子育て支援をしていくことが必要です。また、新たに生まれてくる子どもたちが安心してくらす環境を整えることが少子化対策の第一歩であり、町全体が協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

学校、公民館、歴史資料館などの地域の社会資源を十分に活用し、ふるさと教育を行い、先人が残してきた豊かな自然環境や伝統文化を受け継ぎ後世に残しながら、個性豊かで吉野への郷土愛をもった子どもを育てていくことが大切です。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の3つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

基本目標 1 地域における子育ての支援

基本目標 2 子どもと**保護者**の確かな成長の支援

基本目標 3 安心して子育てできる環境の整備

基本目標 1 地域における子育ての支援

- 子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みに的確に対応できるよう、地域ぐるみの子育て支援施策を充実していきます。
- 子育てに関する各種経済的支援についての充実を図ります。
- 多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、こども園、各学校の教育・保育内容の充実を図るとともに、施設の整備、人材の確保、教育・保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な環境を提供する体制を整えます。
- より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、福祉サービスなどの取組を進めます。
- 児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、教育関係、福祉関係団体、警察等の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。
- すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援の充実に努めます。
- 子育てをする人に必要な情報の提供を行うための広報活動に努めます。

基本目標 2 子どもと**保護者**の確かな成長の支援

- 妊産婦の健康の確保を図るため、出産の準備段階から必要な情報提供やアドバイス助言等を行う体制を整えます。
- 各種助成事業の充実を図り、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりに努めます。
- 健康診査体制の充実を図り、特に乳児のいる家庭には訪問等により状況の把握に努め、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。
- 親子の健康を支える医療の充実など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親子の健康の確保と増進を図ります。
- 子どもの栄養のバランスを考えた、規則正しい食事習慣の教育（食育）を推進します。
- 子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりやふるさとへの愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、こども園・学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。
- 学校評価を行い、教育課程や指導計画、指導方法について幅広い視点から見直しを行い保護者や地域に積極的に情報発信するように努めます。
- 保護者同士、子ども同士が交流できる場として、遊び場・公園の整備に努めます。
- 関係者、各種団体等と連携・情報交換を図り、地域全体で子育てを支え、地域の教育力や子育て力を高める活動を推進します。
- 郷土への理解・愛着を深めるため、ふるさと教育を推進します。

基本目標 3 安心して子育てできる環境の整備

- 子どもたちの人権を尊重し、町全体で子どもの立場に立った視点から子育て支援を図ります。
- 子どもを事故や犯罪から守るため、交通安全・防犯対策等の事業の充実を図ります。
- 子育て世代を対象にした住居の確保に努め、定住促進を図ります。
- 子どもが健やかに育つために、良好な住環境の整備に努めます。
- 乳幼児の不慮の事故を防止するための活動を推進します。

4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育ての支援	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実
	(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②放課後児童対策の充実
	(3)障がい児施策の充実	①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実
	(4)要保護児童対策の充実	①児童虐待防止対策の充実
	(5)いじめ、不登校に対する対応	①子どもに対する相談支援の充実
	(6)経済的な支援	①子育てに伴う経済的支援
	(7)ひとり親家庭の自立支援	①ひとり親家庭の自立のための支援
	(8)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②男女共同参画の意識づくり ③多様な働き方への支援
2 子どもと保護者の確かな成長の支援	(1)子どもと保護者の健康の確保	①妊娠のための支援の充実 ②妊産婦の健康の確保 ③乳幼児の健康の確保
	(2)健康な生活習慣の推進	①健康的な生活習慣の確立へ啓発 ②思春期保健対策の充実
	(3)小児医療の充実	①小児医療体制の充実
	(4)教育・保育環境の充実	①教育・保育環境の充実
	(5)地域の子育て力の向上	①子育て支援活動の促進 ②地域でのふれあい交流の促進 ③生活文化の伝承
	(6)児童の健全育成の取組	①遊び場や居場所づくりの推進 ②地域支援体制の確立 ③豊かな体験や交流機会の充実 ④健全育成の環境づくり
	(7)人材の育成	①次代の担い手づくり ②子育て支援人材の育成 ③子育て支援研修の充実
3 安心して子育てできる環境の整備	(1)子どもの人権尊重の意識づくり	①町ぐるみの啓発活動の推進
	(2)良好な住環境の整備	①快適な居住環境の整備 ②安心して外出できる環境の整備
	(3)安全対策の充実	①乳幼児の不慮の事故の防止 ②交通安全対策の推進
	(4)防犯・防災対策の充実	①防犯対策の推進 ②防災対策の推進

第4章 施策の展開

1. 地域における子育ての支援

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

近年、地域とのつながりの希薄化等による社会環境の変化により、子育てに対する負担感や孤立感が高まる傾向にあります。

吉野町においては、ブックスタート事業やウッドスタート事業を通じて吉野町らしい低年齢児への子育て支援を行うとともに、子どもや子育てをめぐる情報交換や交流を深めることで、町ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭を支えていくまちを目指していきます。

また、インターネットやスマートフォン等の情報化社会の急速な進展に伴い、吉野町も子育てに役立つ「子育て情報メール」や「母子健康手帳アプリ」など様々なツールを通して情報提供を行っています。

そして、子育てに関する悩みや不安を解消するための相談体制の整備に努めます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
ブックスタート事業	絵本を通じて親子で本と親しむきっかけとなるように、乳幼児健診時の0歳児を対象に絵本を手渡します。	19人 (4ヶ月健診時実施)	18人 (4ヶ月健診時実施)	16人 (4ヶ月健診時実施)	長寿福祉課
ファーストToy事業	木のおもちゃを町内に生まれた赤ちゃんに贈り、吉野材を使い、吉野の人の手で作られた安心・安全な木のおもちゃに触れ子どもの頃から身近に感じてもらいます。	22人	20人	20人	教育委員会事務局
実費徴収に係る補足給付を行う事業	被生活保護世帯に対し、こども園利用時の実費徴収分費用について全額補助します。	対象者 3人	対象者 3人	対象者 2人	教育委員会事務局
子ども医療費助成制度	吉野町内に住む高等学校卒業までの子どもに対し、医療費の全額助成をしています。	受給者 543人	受給者 508人	受給者 490人	町民課
児童手当の支給	所得に応じ、中学生までの児童の家庭に児童手当を支給します。	のべ児童数 5,045人	のべ児童数 4,891人	のべ児童数 4,750人	町民課
にこにこランド	町内こども園で、未就園児と保護者が集まり、リズム遊びや運動遊びなど年齢に応じた遊びを行います。(毎週火曜日)	実施回数 72回 (2カ所) 参加家庭 298家庭 参加人数 696人	実施回数 70回 (2カ所) 参加家庭 266家庭 参加人数 594人	実施回数 68回 (2カ所) 参加家庭 208家庭 参加人数 462人	教育委員会事務局

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
にこにこルーム	よしのこども園で、未就園児と保護者が集まり、子育てについての情報交換などを行える場を提供します。(毎週木曜日)	実施回数 39回 参加家庭 181家庭 参加人数 448人	実施回数 35回 参加家庭 145家庭 参加人数 320人	実施回数 36回 参加家庭 120家庭 参加人数 256人	教育委員会事務局
子育て講座	就学前幼児と保護者を対象に、遊びや子育てに関する講座を開き、子育てに関する正しい知識を学ぶことで、子育ての不安を解消し、子育ての楽しさを学びます。	実施回数 11回 参加人数 118人	実施回数 10回 参加人数 116人	実施回数 10回 参加人数 人	教育委員会事務局
研修会・イベント等の託児	町主催の研修会・イベント・健康診断等で、就学前幼児等の託児を行います。	4回	3回	4回	教育委員会事務局
子育て応援BOOKの配布『よしの子育てガイドブック』	吉野町の子育て支援施策を1冊の冊子にまとめ、就学前児童のいる家庭に配布します。 令和2年度に改訂版を発行予定。	妊婦届出・転入時配布	妊婦届出・転入時配布	妊婦届出・転入時配布	教育委員会事務局
子育て情報メール配信	子育てに関する情報をメール配信します。	子育てメール 24回	子育てメール 6回	子育てメール 12回	教育委員会事務局
母子健康手帳アプリの配信	母子健康手帳の内容を電子化したスマートフォン向けのアプリ。町からの乳幼児健診案内や子育て情報を配信しています。(平成29年度より開始)	登録者数 23人	登録者数 37人	登録者数 55人	長寿福祉課

今後の取組

① 地域ぐるみの子育て支援

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園が地域の関係機関や関係者との連携を図り、地域の養育力の向上や活性化が行われるよう、在宅で子育てをしている家庭への支援について更に積極的な推進を図ります。	教育委員会事務局
2	こども園や町公民館など地域の施設を利用して、親子交流や世代間交流、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。	教育委員会事務局
3	おもちゃや絵本を通じた親子のふれあいの楽しさを伝えていくため、4ヶ月健診時、木のおもちゃを贈呈するウッドスタート事業と、絵本を贈呈し絵本の読み聞かせをするブックスタート事業を継続して実施していきます。	教育委員会事務局 長寿福祉課
4	母親等が子育てに自信をもって取り組めるように、子育て情報パンフレット等の配布を行うとともに、子育て講座や懇談会、講演会等の内容等を充実させていきます。	教育委員会事務局
5	子育て中の母親等が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないように、いろいろな機会を利用して支援を進めるとともに、地域での自主的な活動を促進します。	教育委員会事務局 長寿福祉課
6	家庭で保育する母親等の子育て不安の軽減や、親子同士の交流を図るため、こども園において地域の子育て家庭を支援する取組を始めます。未就園児親子の交流の場の開設や行事を通じての地域の異年齢児、世代間交流を進めます。	教育委員会事務局 長寿福祉課
7	ふるさとの特性を生かし、子どもをはじめとするすべての人たちが、木のぬくもりを感じながら楽しく豊かに暮らしを送ることができるよう、木育(ウッドスタート)を推進していきます。	教育委員会事務局

② 情報提供と相談活動の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	妊娠届け時をはじめとし、乳幼児健康診査等いろいろな保健事業の機会を通して、育児の悩みや不安の解消に努めるとともに、県の子育て関連相談機関窓口や子育て関連のイベントなど家庭教育に必要な知識や情報の提供に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
2	親子交流や世代間交流の機会を利用して、育児不安や悩みの相談など、気軽に行える機会の提供に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
3	主任児童委員や民生委員・児童委員等が地域の気軽な子育て相談者や情報提供者になるよう、研修の充実に努めます。	長寿福祉課
4	吉野町の子育て情報をまとめた冊子「よしの子育てガイドブック」を再編し、情報提供を行います。	教育委員会 事務局

(2) 教育・保育サービスの充実

吉野町では3歳未満の低年齢児の保育需要が高まっています。

今後も、多様化した保育ニーズを踏まえ、柔軟な対応ができるよう教育・保育内容の充実を図るとともに、それに合わせて、施設の整備、人材の確保、教育・保育内容の質の向上など、子どもにとって良好な保育環境に向け、より一層充実させていきます。また、安心して子育てと仕事両立できる社会を目指すために、保育時間の延長、一時預かりの利便性の向上などを図ります。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
一時預かり (こども園在園児1号対象)	通常保育の時間(8:30~14:00)以外に預かり保育(7:30~8:30)(14:00~19:00)を行います。 保育料は利用時間帯により異なり、1時間約100円	のべ利用者 749人	のべ利用者 1,149人	のべ利用者 1,282人	教育委員会 事務局
一時預かり (こども園在園児2・3号対象)	通常保育の時間(8:30~16:30)以外に延長保育(7:30~8:30)(16:30~19:00)を行っています。 保育料は使用時間帯により異なり、1時間約100円	のべ利用者 78人	のべ利用者 73人	のべ利用者 150人	教育委員会 事務局
一時預かり (未就園児対象)	保護者の就労、出産、リフレッシュの場合にこども園で一時的に保育します。 保育料は、4時間以内は1回750円、4時間超は1回1,500円 なお、保護者が就労の場合には、無償化の対象になります。	登録者 21人 のべ利用者 120人	登録者 11人 のべ利用者 121人	登録者 15人 のべ利用者 64人	教育委員会 事務局
学童保育所	吉野小学校内・吉野北小学校隣接(旧龍門幼稚園)の2カ所で、小学校6年生まで対象に学童保育を行います。 保育時間は授業終業後19:00まで、学校休業日は7:30~19:00	登録者 68人 利用者 7,525人	登録者 60人 利用者 7,199人	登録者 57人 利用者 7,318人	教育委員会 事務局
学童一時保育	町内2カ所の学童保育所にて、一時的に保育を行います。 保育料は、5時間以内は1回500円、5時間超は1回1,000円	登録者 28人 利用者 210人	登録者 17人 利用者 220人	登録者 28人 利用者 192人	教育委員会 事務局
病後児保育事業	認定こども園きたの学園に委託しています。(大淀町)		利用者9名	実施	教育委員会 事務局

今後の取組

① 教育・保育サービスの量と質の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	保護者の就労や病人の看護等で保育を必要とする家庭を支援するため、一時預かりを進め利用者の希望する日に子どもを預かれる体制を整えます。また、保育の必要性の認定について国の最低基準に定めます。	教育委員会 事務局
2	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、19時までこども園を開園します。	教育委員会 事務局

② 放課後児童対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童を対象とし、地域の積極的な協力を得ながら、適切な遊び及び生活の場を与えてすこやかな育成を図る「学童保育」を実施します。	教育委員会 事務局

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対しては、保健、医療、福祉、教育などが連携し、乳幼児健康診査の場や育児相談の機会を活用して早期発見から早期療育の充実を図っています。また、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を実施しています。障がいのある子どもが健やかに成長し、またその保護者への支援を行うため、母子保健事業やこども園・学校との連携を強化し、一人ひとりのニーズに応じた専門的支援やフォロー体制の構築を図ります。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
特別児童扶養手当の支給	障がい児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給（支給は国）、助成を行います。	【特別児童扶養手当】 受給者 18人	【特別児童扶養手当】 受給者 17人	【特別児童扶養手当】 受給者 20人	町民課
障害児福祉手当等の支給	障がい児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給、助成を行います。	【障害児福祉手当】 受給者 3人	【障害児福祉手当】 受給者 3人	【障害児福祉手当】 受給者 3人	長寿福祉課
こども園において障がい児受入	発達障がい等をもつ幼児も集団生活になじめるよう、担当職員を配置し保育を行います。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
特別支援教育（支援員の配置・教育支援委員会）	障がいを持つ児童生徒に対して援助を行うため、支援員を配置します。また、教育的支援を要する園児・児童生徒の適性な就学を図ります。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
障がい児通所支援	障がい児の健全育成と保護者の負担軽減のため、放課後デイサービス、児童発達支援等の通所支援を行います。	利用者 12人 【放課後デイサービス】 のべ利用者 41人 【児童発達支援】 のべ利用者 45人 【相談】 のべ利用者 6人	利用者 12人 【放課後デイサービス】 のべ利用者 97人 【児童発達支援】 のべ利用者 86人 【相談】 のべ利用者 22人	利用者 19人 【放課後デイサービス】 のべ利用者 193人 【児童発達支援】 のべ利用者 128人 【相談】 のべ利用者 37人	長寿福祉課

今後の取組

① 早期発見と療育・教育の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	障がい児等に対する福祉の向上を図るため、放課後等デイサービス、児童発達支援、短期入所等の福祉サービスの提供を行います。	長寿福祉課
2	乳幼児健康診査で障がいの早期発見に努めるとともに、育児相談、育児サークルの場において保護者との情報交換や相談に適切に対応できるように、その充実を図るとともに、専門的医療が必要な乳幼児に対しては、保健所や医療機関などとの連携による療育を推進します。	長寿福祉課
3	庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

② 障がい児へのサービスの充実

No.	具体的な取組	担当課
1	障がい児等に対する福祉の向上を図るため、放課後デイサービス、児童発達支援、短期入所等の福祉サービスの提供を行います。	長寿福祉課
2	日常生活上の不便さを軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付（補装具）や日常生活用具給付事業などの日常生活の支援を行います。	長寿福祉課
3	障がい児のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成（所得制限があります）などの制度について周知し、利用の促進を図ります。	長寿福祉課 町民課
4	身体障がい児が治療することで障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。	長寿福祉課

(4) 要保護児童対策の充実

吉野町では、子ども家庭相談センター、警察、医師会、福祉事務所、保健所、教育委員会、民生児童委員協議会、保健センター等で構成する「吉野町要保護児童対策地域協議会」で、関係機関が保護の必要な子ども等に関する情報を共有し、地域全体で子ども等を見守る支援体制を確保しています。また、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に民生児童委員、主任児童委員とともに訪問し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めています。今後も、母子保健事業をはじめ、認定こども園、学校等関係機関が日常業務において、虐待への気づき、子どもと保護者の視点を持ち、虐待の予防、早期発見・対応を図ります。

○児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）番で、発信者の近くの児童相談所（子ども家庭相談センター）に繋がっています。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
養育支援訪問	養育支援の必要な家庭に、保健師等が訪問し育児相談・指導を行います。	家庭	1家庭	1家庭	長寿福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かります。	0人	0人	0人	長寿福祉課

今後の取組

① 児童虐待防止対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	母子健康手帳交付時から乳幼児健診、訪問指導等各種母子保健事業を通じて保護者や子どもの様子を見守り、保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じられるように、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供などの支援を図ります。また、健康診査等未受診者に対するフォローを行い、虐待が疑われるケースや子育てに不安を抱き孤立しているケースについて、面接相談や家庭訪問等による育児支援に努めます。	長寿福祉課
2	子どもの人数が少なくなったことから過干渉、過保護になりがちです。また、保護者の思い通りに育つことを期待し、親子が共にストレスを感じることも見受けられます。親子が共に自立することの大切さなどについても、啓発を進めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
3	「吉野町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である教育関係、福祉関係団体や警察等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた住民啓発を進めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
4	養育支援の必要な世帯には、「養育支援訪問事業」で保健師等が訪問し育児相談・指導を行います。	長寿福祉課

(5) いじめ、不登校に対する対応

いじめ、不登校・ひきこもりなど、悩みや問題を抱えている子どもや保護者への対応について関係機関が連携し、きめ細かな支援を行います。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
教育相談（スクールカウンセラー）	各学校で様々な問題に対応し、心のケアを充実させるためカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させています。	配置回数 42回 延べ相談者 73人	配置回数 46回 延べ相談者 63人	配置回数 37回 延べ相談者 78人	教育委員会 事務局
子育て相談	子どもに関することは何でも無料で相談ができ、相談員が対応します。（町中央公民館にて月1回）	実施回数 12回 相談者 32人	実施回数 10回 相談者 32人	実施回数 12回 相談者 16人	教育委員会 事務局

今後の取組

① 子どもに対する相談支援の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもが悩みや不安を気軽に相談でき、子どもの保護者からの相談にも対応できるように、教職員や養護教員の研修に努めます。	教育委員会 事務局
2	県の相談機関の紹介等情報提供を図ります。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
3	不登校児童やひきこもりの子ども、発達障がい等の問題について、教職員等の研修に努めるとともに、対応策について検討します。	教育委員会 事務局
4	吉野町では小・中学校において、スクールカウンセラーを配置しています。子どもと接する機会をもつことはもちろん、職員も指導を受けて不登校児に対してケアを図ります。	教育委員会 事務局

いじめ問題等に関する相談窓口(奈良県)

相談機関	電話番号
あすなろダイヤル（県立教育研究所）	0744-34-5560
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-078310
ヤング・いじめ・110番（奈良県警察少年サポートセンター）	0742-22-0110
ヤング・いじめ・110番（奈良県警察中南和少年サポートセンター）	0744-27-4544
奈良すこやかテレフォン（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1002
チャイルドラインなら（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1000
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

(6) 経済的な支援

子育てに伴う経済的支援について継続して実施していきます。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないように、環境と教育の機会均等を図るよう努めます。また、関係機関と連携し、相談支援、切れ目のない子育て支援、教育支援など必要な支援を行い、子どもの貧困対策の推進に努めます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に修学旅行、学用品、給食等に対する就学援助費を支給しています。	35人	37人	42人	教育委員会事務局
高等学校等学費補助金制度	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学費の一部を助成する制度です。	75人	70人	80人	教育委員会事務局
定住促進奨学金制度	向学心を有する町民に奨学金を貸与し、有為な人材を育成支援するとともに吉野町への定住を促進します。 月額3万円の奨学金を貸付、大学等卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き返済期間の全部又は一部に相当する期間、町内に居住したとき返済金の全額又は一部を免除します。	6人	9人	6人	教育委員会事務局
保育料等の保護者負担額の軽減	こども園などの特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設の利用に係る保護者負担費用の無償化・一部助成を行います。	【特定教育・保育施設】負担額の一部軽減 一部無償化	【特定教育・保育施設】負担額の一部軽減 一部無償化	【特定教育・保育施設】負担額の一部無償化 【特定子ども・子育て支援施設】負担額の一部助成	教育委員会事務局

今後の取組

① 子育てに伴う経済的支援

No.	具体的な取組	担当課
1	所得に応じて、中学生までの児童をもつ家庭に児童手当を支給します。	町民課
2	高校生までの医療費全額を助成します。	町民課
3	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に修学旅行、学用品、給食費等に対する就学援助費を支給します。	教育委員会 事務局
4	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当（所得制限があります）の支給、ひとり親家庭医療費助成（所得制限があります。ただし、吉野町では、所得超過であっても、児童については、子ども医療費助成を受けることができます。）などを行います。	町民課
5	20歳未満で精神又は身体に障がい ^が を有する児童のいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限があります）、障害児福祉手当（所得制限があります）、心身障害者医療費助成（所得制限があります）などの制度について周知し、利用の促進を図ります。	町民課 長寿福祉課
6	有為な人材を育成支援するとともに、吉野町への定住を促進することを目的とし、大学、専修学校等に在学している人で向上心を有する町民に月額 30,000 円を限度とし奨学金の貸付を行います。卒業後 3 年以内に吉野町に居住し、引き続き一定期間町内に居住したとき返済金の全額または一部を免除します。	教育委員会 事務局
7	高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学費の一部を助成します。	教育委員会 事務局

(7) ひとり親家庭の自立支援

吉野町では、ひとり親家庭に対して、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体等とも連携を取りながら、支援の輪を広げています。また、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するため、各種保育サービスの提供や相談、情報提供体制の充実に努めています。今後は、子どもの健全な育成を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の規定等を踏まえたきめ細かな福祉サービスや、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行います。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成の支給	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、要件を満たす保護者に手当の支給（支給は県）、助成を行います。	【児童扶養手当】 受給者 37人 【ひとり親家庭医療費助成】 受給者 82人	【児童扶養手当】 受給者 37人 【ひとり親家庭医療費助成】 受給者 77人	【児童扶養手当】 受給者 36人 【ひとり親家庭医療費助成】 受給者 73人	町民課

今後の取組

①ひとり親家庭の自立のための支援

No.	具体的な取組	担当課
1	父または母のいない児童または父または母が重度の障がいがある場合、18歳に達する日以降最初の3月31日まで（心身に一定の障がいがある場合は20歳まで）の児童を監護している母又は父や、母又は父に代わってその児童を養育している方に、家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童扶養手当（所得制限あり）を支給していきます。	町民課
2	ハローワーク下市、高田しごとiセンター、高田こども家庭相談センター、奈良県スマイルセンター等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。また、就職を希望する人の職業能力の向上を図るため、関連講座の提供に努めるとともに、奨励制度の利用促進に努めます。	長寿福祉課
3	ひとり親家庭の子どもが高校・大学進学などに進学する際、「修学資金」、「就学支度資金」などの県母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度について周知し、利用の促進を図ります。	長寿福祉課
4	母子家庭の母親、父子家庭の父親の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進事業について周知し、雇用の促進を図ります。	長寿福祉課
5	母子・父子家庭等の自立支援や疾病時などに支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話をを行う、奈良県母子福祉連合会が実施しているひとり親家庭等日常生活支援事業について周知します。	長寿福祉課
6	学童保育所等の保育料を一部減免します。	教育委員会事務局
7	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当（所得制限があります）の支給、ひとり親家庭医療費助成（所得制限があります。ただし、吉野町では、所得超過であっても、児童については、子ども医療費助成を受けることができます。）などを行います。（再掲）	町民課

(8) 仕事と子育ての両立の支援

近年、人権を尊重し性別にかかわらず個性や能力を發揮し、多様な働き方が実現される環境づくりが求められており、安定した雇用の上で仕事と家庭のバランスがとれる多様な働き方が選択できる、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要となっています。

また、結婚や出産、育児に際して、希望に応じた就労継続、あるいは就労中断後における再就職支援や若年者への就労支援など、子育てと仕事の両立ができる環境を整えることが求められています。

そのため、事業所に対して働き方の見直しや育児・介護休業制度の取得と父親の育児参加への支援を呼びかけるとともに、職場内での子育てへの理解と意識の啓発に努めます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
男性の育児・家事の参画促進	男性が家事や育児参加する意義や重要性について機会をとらえ啓発する。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

① 働き方の見直しの啓発活動

No.	具体的な取組	担当課
1	男女が共に仕事と家庭・地域生活とを両立し、いきいきとした生活を送ることが重要であることを、住民や企業等に対して啓発を行います。	長寿福祉課
2	育児・介護休業について、取得率の向上を事業所等に働きかけます。	長寿福祉課

② 男女共同参画の意識づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について意識啓発を進めます。	町民課
2	小・中学校において、固定的性別役割分担の問題を考える機会の提供や、男女が共に家庭生活を担うことの重要性について理解・認識を深めるとともに、家庭での役割について家族が分担することの意義や重要性についての教育を推進します。	教育委員会事務局
3	父親が育児や家事に参加する意義や重要性について、様々な機会を通じて啓発を進めます。	教育委員会事務局 長寿福祉課

③ 多様な働き方への支援

No.	具体的な取組	担当課
1	県のハローワークやターミナル職業相談センター、パートバンク、高田しごとiセンターの紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。	長寿福祉課

2. 子どもと**保護者**の確かな成長の支援

(1) 子どもと**保護者**の健康の確保

吉野町では妊婦が安全で快適に妊娠期を送り出産が迎えられるよう、また、母親が主体的に自身の健康づくりや胎児の健康づくりに配慮できるよう、必要な情報を提供し、助言やアドバイスをを行い、不安や悩みなどの相談に対応しています。保健センター内で子育て世代包括支援センターを設置して母子健康手帳交付時に妊婦アンケートをもとに面接し、支援プランを策定しています。また、母子の健康を推進するため、「妊婦健康診査費助成事業・妊婦歯科健診」を実施しています。さらに、禁煙・分煙対策の推進など、妊婦が安心して出産に臨める環境づくりに努めています。

また、乳幼児が健やかに成長・発達することを支援するため、「4ヶ月・7ヶ月・10ヶ月・12ヶ月児健康診査」、「1歳6ヶ月児健康診査」、「3歳児健康診査」「幼児歯科健康診査」を実施しています。

不妊に悩む方に対する支援として、医療費助成や医療機関等の情報を提供していきます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭を保健師や主任児童委員が訪問します。	20人	15人	14人	長寿福祉課
一般不妊治療の助成	年度あたり一人5万円以内で医療保険適用の不妊治療及び検査費用の自己負担分について助成します。	10人	2人	6人	長寿福祉課
妊娠判定受診料補助	市町村民税非課税世帯を対象に、1回7,000円を上限とし、妊娠判定に要する診察や尿検査などについて補助します。	0人	0人	1人	長寿福祉課
妊婦健康診査費用の助成	安心して定期健診を受けられるよう、妊婦健康診査費用の助成を県内トップの115,000円とします。	母子手帳配布17人のべ利用者229人	母子手帳配布15人のべ利用者193人	母子手帳配布14人のべ利用者182人	長寿福祉課
妊婦歯科健診	妊婦を対象に集団及び個別で歯科健診を行います。	年2回集団検診個別健診も実施	年2回集団検診個別健診も実施	年2回集団検診個別健診も実施	長寿福祉課
妊婦訪問	妊婦の家庭を保健師が訪問し、不安やアドバイスを行います。	実施	実施	実施	長寿福祉課
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とする乳児の治療費を満1歳になりまで、町で負担します。	0人	1人	1人	長寿福祉課
育児相談	育児の不安などの相談を月1回保健センターで行います。	のべ利用者16人	のべ利用者19人	のべ利用者14人	長寿福祉課

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
育児サークル	子育て談議や保護者、子ども同士のふれあいの場を提供します。	実施回数 12回 参加家庭 13家庭 参加人数 34人	実施回数 8回 参加家庭 27家庭 参加人数 60人	実施回数 8回 参加家庭 14家庭 参加人数 38人	長寿福祉課
幼児歯科健診	幼児を対象に歯科健診と虫歯予防のためのフッ素塗布を実施します。	2歳児 11人 3歳児 14人	2歳児 8人 3歳児 10人	2歳児 14人 3歳児 5人	長寿福祉課
任意の予防接種費用の助成	インフルエンザ [*] 、おたふくかぜ、水ぼうそう、ロタウイルスワクチン接種の一部助成を行います。 水ぼうそう：3～7歳全額補助、その他ワクチン：10,000円未満は3,000円、10,000円以上は7,000円補助	実施	実施	実施	長寿福祉課

今後の取組

① 妊娠ための支援の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	不妊治療の支援事業について、広報等を通じて周知し活用促進を図ります。	長寿福祉課
2	一般不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊検査・不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。	長寿福祉課
3	妊娠判定のための受診料の費用の一部を助成します。(市町村税非課税世帯・生活保護世帯の方のみ)	長寿福祉課

② 妊産婦の健康の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	妊娠届を提出することにより、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録ができるとともに、乳幼児に関する指導書でもあり、予防接種の受診記録にもなる母子健康手帳の交付と母子健康手帳アプリへの登録を推進しています。	長寿福祉課
2	妊娠届出時や妊娠中期に電話し、歯科健診等の受診勧奨や妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等を行います。	長寿福祉課
3	妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対する助成を行います。	長寿福祉課
4	健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、保健指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある人については、医師または歯科医師の診察を受けることを勧奨します。	長寿福祉課
5	妊娠届出時に妊婦や家族に対して、妊婦の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について正しい知識を家族全体で共有し、防煙(子どもをタバコの害から守る)や禁煙等の行動へと発展できるように、 周知に努めます。	長寿福祉課

③ 乳幼児の健康の確保

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの病気や障がい等の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査を行うとともに、保護者の要望を把握し、健康診査体制の充実に努めます。	長寿福祉課
2	発達障がいの早期発見・支援のためには乳幼児健康診査が重要になります。未受診の子どもがいる家庭には連絡を密にとるなど、全員の状況の確認に努めます。	長寿福祉課
3	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を民生児童委員、主任児童委員とともに訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
4	健康診査の実施や受診方法についての周知を徹底するとともに、未受診者に対する受診勧奨を行います。また、未受診の子どもの発育や発達に関し、訪問指導を行うなど把握に努めます。	長寿福祉課
5	健康診査の結果、精密検査等が必要な子どもに対しては、関係機関との連携を強化し、適切な支援に努めます。また、発達に関して支援が必要なケースについては、心理士による健やかな相談を 実施し、家庭での関わり方等について助言していきます。	長寿福祉課
6	定期予防接種を行うとともに任意予防接種の費用助成も実施することにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
7	乳幼児健康診査や相談等を通して、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導の充実に努めるとともに、幼児の食事について学習する機会の充実に努めます。	長寿福祉課
8	育児サークルなどで体を使う遊びの習慣を確立するため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての周知に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
9	こども園教職員等に対して、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立などについて、研修の充実に努めます。	教育委員会 事務局
10	子どものう歯保有率や1人当たりう歯数を減少させるため、保護者に対して歯の健康に関する啓発を行うとともに、親子での実践教育を進めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
11	家族の禁煙等について、保護者及び家族等へ啓発します。	長寿福祉課
12	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

(2) 健康な生活習慣の推進

健康に関する教育は子どもたちにとって必要不可欠です。また、喫煙や飲酒、薬物乱用などの健康に与える問題や思春期における保健教育について正しい知識と理解を深めるための教育を行います。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
園児・児童・生徒の健康管理	健康診断を実施し、病気等への早期発見及び健康の確保を行います。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

① 健康的な生活習慣の確立への啓発

No.	具体的な取組	担当課
1	児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断を実施するとともに、生涯を長く健康で暮らすための基礎を培う健康教育を進めます。	教育委員会事務局
2	小・中学校との連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行い、現状や課題について検討します。	教育委員会事務局
3	子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当者、栄養教諭等との連携を強化し、食育や運動の取組について協議します。	教育委員会事務局
4	定期予防接種を行うこととともに任意予防接種の費用助成も実施することにより、感染症の予防や症状軽減を図るとともに、保護者に対する啓発や相談に応じます。(再掲)	教育委員会事務局 長寿福祉課

② 思春期保健対策の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	生命の尊さへの理解を深めるための性教育の取組などについて正しい知識の普及のため、学校と長寿福祉課等との連携を図り、思春期保健教育を進めます。	教育委員会事務局 長寿福祉課
2	喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に関して、子どもに与える影響について正しく理解できるように、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導を行います。	教育委員会事務局
3	子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。	教育委員会事務局

(3) 小児医療の充実

近年、全国的な医師・看護師の不足、地域による医師の偏在等により、小児科、産科などの診療科における医療体制の維持が危ぶまれています。平成28年度に南和地域の3つの公立病院が再編成され、南奈良総合医療センターで小児の診療や予防接種・小児二次救急医療を実施しています。小児や産科の救急医療は、橿原市休日夜間診療所における小児深夜診療経費の負担や婦人科一次救急医療事業の経費の負担により、小児・産婦人科一次救急医療体制の充実の確保を図っています。

赤ちゃん訪問や健康診査等で、「小児救急医療電話相談（奈良県）」の活用について紹介しています。また、幼児の保護者等を対象に、幼児の救急対応についての研修会を適宜実施しています。

今後も、母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業や医療体制の充実を進め、母子の健康保持・増進に努め、各関係機関との連絡・連携を強化して引き続き取り組んでいきます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
小児救急医療の充実	小児救急医療電話相談・休日応急診療所について周知し救急医療に関する情報提供をします。	実施	実施	実施	長寿福祉課

今後の取組

No.	具体的な取組	担当課
1	救急時に適切な治療が受けられるように、小児救急医療の充実に努めます。	長寿福祉課
2	土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、普及を図ります。	長寿福祉課
3	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報や子育てメール配信等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。(再掲)	教育委員会 事務局 長寿福祉課
4	全国的にも減少している産婦人科医や小児科医について、少子化対策支援として、確保・充実するように、国や県に要請します。	長寿福祉課

小児救急医療電話相談(奈良県)

専門の看護師（必要に応じて医師）が子どもの急病に対して電話相談に対応する。

- 相談電話番号：#8000（プッシュ回線）
0742-20-8119（携帯電話・IP回線・ダイヤル回線等）
- 相談日時：午後6時～翌日午前8時（平日）
午後1時～翌日午前8時（土曜）
午前8時～翌日午前8時（24時間：日曜・祝日・年末年始）
- 対象者：奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族

(4) 教育・保育環境の充実

未来を担う子どもたちの教育・保育環境を充実させていくことは町全体の願いであります。また、吉野に生まれた子どもたちに特色ある教育を行い、世代を超えて地域の方々と交流越えて交流し、文化を継承していくことが大切です。

吉野町では**こども園（2園）**・学校において、桜を育てる、米作り、紙漉きなど、地域の特色を生かした教育内容の工夫が図られています。また、中学生の職場体験学習や生徒リーダー研修、清掃活動など、地域に出かけて地域の方の指導を受け交流を進めています。

また、学校教育の中で食育や食文化を次世代に引き継ぐための取組が工夫されています。中学校の家庭科調理実習において、地域の方を講師に招き、柿の葉寿司を作るなど、地域の食文化の伝承を進めています。「吉野^{めぐみ}恵味計画」では、地産地消の取組として地域の方が育てた安全な食材を学校給食に取り入れ、子どもたちが安心して食べられる給食をめざして活動を進めています。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
木育授業	町内園小中の子どもたちが年齢に応じた木とのふれあいを積み重ね、ふるさとへの愛着心を持つことを目指します。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
パソコン整備	町内小中学校に教育用パソコンとインターネット環境を整備しています。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
こども園管理	町立こども園2園でお子様の教育保育を行います。 よしのこども園は、生後6ヶ月から就学前まで、わかばこども園は、3歳から就学前までの幼児を対象とします。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
ふるさと教育推進事業	ふるさと吉野町を知り、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思える人間の育成を目指します。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
こども園における給食提供	給食は完全給食で、それぞれの年齢に応じたメニューを提供します。 よしのこども園は施設内調理、わかばこども園は吉野北小学校から配食しています。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
学校給食提供	小中学校に安心安全な給食を提供します。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
吉野 ^{めぐみ} 恵味計画事業	地元住民が栽培した旬で栽培管理された野菜を学校給食に使用し、食育をあわせて推進します。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、また、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取組を進めます。	教育委員会 事務局
2	こども園において、子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また、社会性や主体性を育めるように、幼児対象の陶芸教室など情操教育や体験活動を進めるとともに、地域の小・中学生や高齢者等との交流を図ります。	教育委員会 事務局
3	小・中学校において、道徳教育を進めるとともに、学校教育全般を通じて人権教育や豊かな心の育成に努めます。	教育委員会 事務局
4	小・中学校において、子どもが学ぶことが楽しく、自らの能力を伸ばしていけるように、基礎学力の向上に向けた取組を進めるとともに、地域の人材や物、事などを活用した特色ある学習内容の充実に努めます。	教育委員会 事務局
5	小・中学校において、情報を活用する能力の向上を図るとともに、情報倫理を守り有害情報を読み解く力の育成に努めます。	教育委員会 事務局
6	職場体験学習、自然体験学習、生徒リーダー研修、清掃活動やボランティア活動そして地域の行事への参加を通して地域の方との豊かな交流機会を持てるように取り組みます。	教育委員会 事務局
7	子どもの食生活を豊かにするとともに、正しい食生活の習慣を身につけることができるように、地場産の農作物を使った給食を推進するとともに、畑や田の仕事を体験する機会づくりを進め、『安心安全』で『新鮮で旬のおいしい味』を届け、子どもたちと地元の生産者との『つながり』のある活動にしていきます。	教育委員会 事務局
8	特別支援を要する 子ども の教育・保育については、関係機関との連携を強化し、ニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な保育・療育・教育が受けられるような就学指導をめざすとともに、就学後の相談体制の充実に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
9	障がいや発達に遅れのある子ども の発達状況に応じた教育・保育をより一層充実するため、特別支援教育担当教職員等の人材の確保や各種研修会への参加を促進します。	教育委員会 事務局
10	庁内関係各課、県関係機関等の連携を強化し、障がいのある子どもや保護者に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。(再掲)	教育委員会 事務局 長寿福祉課
11	こども園、小・中学校等施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。	教育委員会 事務局
12	こども園、小・中学校等施設や設備について、学習を支援するため情報機器等設備の整備に努めます。	教育委員会 事務局

(5) 地域の子育て力の向上

各学校がそれぞれの地域に根ざした魅力ある教育活動を実践していくためには、地域、保護者に教育への理解を求めつつ、協働体制をさらに強化していくことが必要となります。それぞれの立場で役割を果たしていけるように、子どもを社会で育てる意識づくりを進める必要があります。

また、こども園・学校では地域の方を招き、子どもたちが活動を発表したり、地域の方に昔の遊びを紹介してもらうなどの交流を行っています。また、子どもたちが高齢者の施設を訪問し、ふれあう機会を得ることで、将来の社会福祉のあり方を考える契機として取組を進める必要があります。

さらに、学校評価を行い、教育課程や指導計画、方法についての、幅広い視点からの見直しを行っています。今後は、外部の新しい発想や教育力を学校に取り入れ、また、教職員の意識改革・学校運営の改善を推進していきます。そして、各学校が取り組んでいる内容や課題等について、評価結果を含めた様々な情報を公開していくことが求められています。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
子育てサポーター	地域で子育てをサポートしていただく子育てサポーターの養成を行います。	サポーター登録 37人 のべ活動回数 91回	サポーター登録 37人 のべ活動回数 115回	サポーター登録 37人 のべ活動回数 127回	教育委員会事務局

今後の取組

① 子育て支援活動の促進

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもが次代を担う人として成長できるように、地域で子育てを支援することの大切さなどについて、様々な機会を活用して地域住民や団体等に対して啓発を行います。	教育委員会事務局 長寿福祉課
2	こども園、小・中学校が家庭や地域と連携し、一体となって子どもの健やかな成長を図り、地域に開かれた学校（園）づくりを進めます。	教育委員会事務局
3	学校（園）は、自己評価を行い、保護者に対してアンケートを実施するとともに、学校関係者評価を実施して、学校（園）の改善を行います。	教育委員会事務局
4	教育内容・教育活動の状況や成果、そして学校評価の結果など保護者や地域に積極的に情報発信するように努めます。	教育委員会事務局
5	子どもたちが交通事故や虐待、犯罪の被害にあわずに安心して安全な生活が送ることができるよう、地域の見守り活動を促進します。	教育委員会事務局
6	学校生活を豊かにするために、学校と地域の指導者の連携を図り、部活動の充実と活性化に努めます。	教育委員会事務局

② 地域でのふれあい交流の促進

No.	具体的な取組	担当課
1	子育て中の保護者やこれから保護者になる人、子育てを終えた人などが集まり、子育ての知恵や生活の知恵などを出し合ったりする懇談会の開催を推進します。	教育委員会 事務局
2	こども園、学校等において地域の方との交流を促進します。	教育委員会 事務局
3	学校等のクラブ活動やこども園等の創造活動等に高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を促進します。	教育委員会 事務局
4	就学前幼児（主に未就園児）とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間作りを行う場所として、にこにこランド、にこにこルームを開催し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行います。	教育委員会 事務局
5	町民のみなさんによるふれあい交流の企画と実践、子ども自身の企画や運営への参加等を促進します。	教育委員会 事務局
6	学校に保護者や地域の方を招き、授業公開・運動会・文化発表会等を行います。また、活動を通して、学校の取組や教育活動についての理解が得られるように努めていきます。	教育委員会 事務局

③ 生活文化の伝承

No.	具体的な取組	担当課
1	核家族化が進む中で、生活の知恵や食文化、子育ての知恵など次世代に引き継ぐべきものを伝えていけるように、知恵や引き継ぐべきものの収集を行うとともに、三世代交流等を推進します。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

(6) 児童の健全育成の取組

保護者の皆様から要望の高い、遊び場・公園の整備に努めます。

そして、吉野町の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、地域で子育てを支える仕組みをつくるとともに、地域の教育力や子育て力を高める活動を推進します。

また、社会の変化に柔軟に対応できる人間の育成が求められているとともに、心豊かな人材の育成も同時に求められています。吉野町には歴史資料館や公民館、図書室などがあります。また、子どもを対象とした文化・スポーツ・レクリエーション活動などの多様な体験活動が行われています。子どもの体験活動などの充実や、子どもがたくさんの本と身近にふれあうことのできる読書環境をつくること、また地域のスポーツ活動を活性化させること、そして、吉野の特産品などを身近に感じふれあう環境をつくることなどは、健全育成や心豊かな成長に大きな意味を持つと考えられ、引き続き推進していく必要があります。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
スポーツ少年団活動 (吉野スポーツクラブ7部門)	スポーツ少年団活動を通じて、少年少女の心身を鍛練するとともに、協調性や創造性などを育み、豊かな人間性の形成に寄与することを目的としています。 種目：野球・サッカー・陸上・バレー・テニス・カヌー・ドッジボール	団員数 127人	団員数 145人	団員数 150人	教育委員会事務局
子ども向けスポーツ教室 (社会体育指導助成事業)	吉野スポーツクラブ委託事業です。 種目：太極拳・自彊術・ちびっ子体操→エアロビクス・ニューチェア・夏休み体力UP・子ども駅伝・ノルディックウォーキング・小学生カヌー	のべ参加者 950人	のべ参加者 1535人	のべ参加者 1550人	教育委員会事務局
スポーツ推進委員	各スポーツ教室開催時や日々活動時の補助・協力します	推進委員 11人	推進委員 10人	推進委員 10人	教育委員会事務局
社会教育セミナー (吉野っ子にこにこセミナー)	社会教育セミナーの一環として、主に小学生を対象に、にこにこセミナーを開催します。	実施回数 5回 のべ参加者 111人	実施回数 1回 のべ参加者 18人	実施回数 1回 のべ参加者 30人	教育委員会事務局
公園・遊び場の整備	児童の健全育成、子育て親子が交流できる場として、公園・遊び場の整備をします。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

① 遊び場や居場所づくりの推進

No.	具体的な取組	担当課
1	乳幼児の保護者同士、子ども同士が交流できる場として、地域のコミュニティ施設の活用等を促進するとともに、要望が高い、遊び場・公園の整備に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

② 地域支援体制の確立

No.	具体的な取組	担当課
1	主任児童委員、民生委員・児童委員、青少年の健全育成指導団体やスポーツ指導者等子育てに関係する地域団体や住民グループ等が、子育てに関する情報交換を行うとともに、参加団体の交流を深める機会の提供を図ります。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
2	身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークの形成に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

③ 豊かな体験や交流機会の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	吉野町とはどんな町か、将来どんな町になることをめざしているのかなど、副読本や町のホームページ、C V Yなどを活用し、子どもの関心を高めるとともに、子どもに関係する施設や事業の整備・検討に際して、子どもの意見を聞いたり、子ども自身が提言をまとめる機会の提供に努めます。	教育委員会 事務局
2	子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけることができるように、地域の行事や町民体育祭・文化祭、防災訓練等地域活動への参加を促進するとともに、成人式実行委員会、スポーツ少年団やクラブ活動支援への参加を促進します。	教育委員会 事務局
3	小・中学生や青年の自然体験やボランティア活動を促進するため、情報の収集・発信、相談等の支援を行います。	教育委員会 事務局
4	恵まれた自然環境の中での団体活動や野外活動を通して、青少年の健全育成と住民生活の向上を図るため、屋外教具の整備充実と指導者の育成を進めます。	教育委員会 事務局
5	「吉野スポーツクラブ」等、スポーツに親しみながら健康づくりや地域の交流が深められるように、活動を促進するとともに、地域のスポーツ指導者の育成支援に努めます。	教育委員会 事務局
6	県や関係機関・団体等との連携・協力により、子どもたちの創造性や豊かな感性が育まれるような芸術・文化・歴史にふれる機会の提供に努めるとともに、歴史資料館や公民館講座等における体験活動機会の提供を充実します。	教育委員会 事務局 文化観光交流課
7	こども園、小・中学校、公民館等において、異年齢交流や世代間交流など、様々な人との交流活動の充実を図ります。	教育委員会 事務局

④ 健全育成の環境づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	青少年・社会教育関係団体と連携して、インターネット等の利用をはじめ、現在の環境に見合った健全育成対策を進めます。	教育委員会 事務局

(7) 人材の育成

近年では核家族化の進行や近隣関係の希薄化などの要因により、子育てが小さな単位の中で完結している状況がみられます。しかし、吉野町において子育ては保護者のみの問題ではなく、社会一人ひとりの問題であるにとらえ、地域社会全体で子どもの成長を見守ることができるよう、積極的に意識啓発を行っていくことが必要だと考えます。そのためにも、子育て支援ボランティア等、地域で自主的に活動する子育て支援にかかわる人材育成も重要です。

吉野町では町主催の子育てサポーター養成講座を開催し、「子育てサポーター」として登録後未就園児親子の交流の場、健診・研修会時の託児など子育て支援にかかわっています。

今後も、子育て支援を充実させていくために、子育てサポーター養成講座を開催し、人材を確保するとともに、子育てサポーターのスキルアップ、専門性の向上を進めていきます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
青少年指導員事業	小・中の挨拶運動（毎月1日<吉小> 15日<吉中> 20日<北小>） 夏休み啓発活動（ちらし配布・地区懇談会参加）	指導員 16人	指導員 16人	指導員 16人	教育委員会 事務局
青少年問題協議会事業	青少年の非行・被害防止運動街頭及び学校への訪問啓発 巡回指導（初市等）	実施	実施	実施	教育委員会 事務局
子育てサポーター 【再掲】	地域で子育てをサポートしていただく子育てサポーターの養成を行います。	サポーター登録 37人 のべ活動回数 91回	サポーター登録 37人 のべ活動回数 115回	サポーター登録 37人 のべ活動回数 127回	教育委員会 事務局

今後の取組

① 次代の担い手づくり

No.	具体的な取組	担当課
1	小・中高生や若者が乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心を培うことができるように、また、将来の親になった時に少しでも安心して子育てができるように、乳幼児とのふれあい交流の機会の更なる充実に努めます。	教育委員会 事務局
2	中高生や大学生などを対象に、町のイベントやこども園、学童保育所でのボランティア受け入れを検討します。	教育委員会 事務局
3	青年層に対して、子育ての楽しさを積極的にPRしていきます。また、男女が共に親になる喜びや子育ての楽しさを体験できるように、未婚の青年と子育て中の若い世代との交流機会を提供するとともに、子育て関連サービスや相談窓口等に関する情報提供を図ります。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
4	吉野町青少年指導員が次世代の保護者を対象にして「親Net」を実施し、子育て世代の保護者の問題や課題を話し合い、解決へ向けた研修を行います。	教育委員会 事務局

② 子育て支援人材の育成

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの健全な育成を図るため、子どものサークルやスポーツ活動を指導・育成するための指導者の育成に努めるとともに、地域における子どもたちの自主的な活動を促進するため、青少年リーダーの育成を推進します。	教育委員会 事務局
2	子育て中の保護者の悩みを聞いたり、子育て支援に関するサービスについての情報などを提供する、子育てサポーターの育成を推進します。	教育委員会 事務局
3	子どもの育ちや子育てを支援するため、地域住民のもつ様々な知識や経験の活用を促進します。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

③ 子育て支援研修の充実

No.	具体的な取組	担当課
1	子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるように支援することの大切さなどについて、子育て関連団体の研修を進めるとともに、団体でできることの確認と実践を促進します。	教育委員会 事務局 長寿福祉課
2	行政職員をはじめ教職員、関係機関等が連携し、子育て関連情報の共有や子どもや子どもを取り巻く環境等についての現状や課題、今後取り組むべきことの検討など、研修の充実に努めます。	教育委員会 事務局 長寿福祉課

3. 安心して子育てできる環境の整備

(1) 子どもの人権尊重の意識づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもの人権問題が子どもの立場に立った視点から解決されるよう、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明や参加の機会づくり、子どもと大人が良きパートナーとなれる関係づくりを促進する必要があります。

吉野町では子どもの人権尊重の意識づくりを図るため、子どもが一町民としてよりよい生活が実現できるよう、子どもの社会参画の視点を重視しています。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
人権教育・啓発の推進	こども園・学校における人権教育の充実を図ります。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

No.	具体的な取組	担当課
1	「子どもの権利条約」(わが国では「児童の権利に関する条約」)や子どもたちを取り巻く人権問題に関して理解を深めるため、児童福祉週間などの機会を通じて、教育を進めます。	教育委員会事務局
2	子どもたちが「子どもの権利条約」の趣旨を理解できるように、また、お互いの人権を尊重し合えるように、子どもたちに対する教育を進めます。	教育委員会事務局
3	人権啓発ポスターや人権標語の作成を通じて子どもたちの人権意識の醸成に努めます。	教育委員会事務局 町民課
4	「差別をなくす強調月間」や「人権週間」、「児童福祉週間」等の機会を活用し、パネル展示や人権教育活動を実施し、住民への意識啓発に努めます。	教育委員会事務局 町民課
5	教職員や行政職員ならびに子育て関連の地域団体等に対して、児童虐待、いじめ、不登校など、子どもの人権問題に関する啓発のための研修を行うとともに、子どもの主体性の尊重し、子どもの視点に立った施策・事業の取組の推進に努めます。	教育委員会事務局

(2) 良好な住環境の整備

子どもが健やかに生まれ育つための基本となる居住空間はとても重要なものであり、それぞれの家庭がそれぞれのライフスタイルに合わせて子育て生活を営んでいくため、優良な住宅や安心できる住宅情報を提供することが求められています。

また、子どもを連れての外出は大変な労働ですが、施設面での支援や周囲の人々が協力することで、子どもや子育て家庭が外出しやすいまちをつくっていくことが重要であり、子育て家庭が外出を控えてしまうようなことがないよう、まちぐるみでの子育てバリアフリーの意識啓発を図る必要があります。

今後は、吉野町総合計画に合致した道路計画と住環境計画を作成し、子育て世帯の居住の安全の確保など、少子化対策や子ども対策に資する施策を推進していきます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅	子育て世代を対象に、一戸建て町営住宅の入居を推進します。15年以上経過した入居者には敷地及び建物の払い下げも可能。飯貝定住促進住宅の集合住宅4軒については賃貸のみ。	10軒 新規一戸建て 0軒 集合住宅 0軒	16軒 新規一戸建て 2軒 集合住宅 4軒	16軒 新規一戸建て 0軒 集合住宅 0軒	町民課
吉野町定住促進住宅新築助成事業	町内の若年層の定住人口の増加を図ると共に町の基幹産業である林業・木材関連産業及び住宅建築関連産業の振興を図るため、吉野町内に住宅を新築される方を対象に、その費用の一部を助成します。	0件	0件	1件	暮らし環境整備課
吉野町空き家リフォーム転貸事業	町が町内に所在する空き家を借上げ、改修後、転貸することにより、吉野町における移住定住促進及び地域の活性化を促進します。改修した住宅は、子育て世代へ貸し出しします。	0件	0件	0件	暮らし環境整備課
役場庁舎内キッズコーナーの設置	役場での手続きなどの際、安心して幼児を待機させることのできるキッズコーナーの設置をしています。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
地域公共交通活性化事業	小中学生及び高校生等の通学や通勤、高齢者・身体障がい者の方々の公共施設や医療機関への移動手段の確保を目的としてスマイルバス（コミュニティバス）を運行しています。	実施	実施	実施	総合政策課

今後の取組

① 快適な居住環境の整備

No.	具体的な取組	担当課
1	子育て世代を対象とした定住促進住宅の建設を進めています。	暮らし環境整備課
2	豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、総合的な環境保全対策を進めます。	暮らし環境整備課
3	豊かな自然環境や歴史等について、子どもたちがその大切さ、重要性を理解し、引き継いでいけるように、ふるさと学習を進めるとともに、子どもも共に美化活動等の取組を促進します。	教育委員会事務局 暮らし環境整備課

② 安心して外出できる環境の整備

No.	具体的な取組	担当課
1	町道の新設・改良を計画的に進めます。	暮らし環境整備課
2	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間・公益施設について改善を進めるため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」について啓発を進めます。	長寿福祉課
3	子育て家庭や子どもが安心して外出できるように、公共施設等についてベビーベッドや乳幼児用のトイレなどの設置を促進します。	教育委員会事務局 長寿福祉課

(3) 安全対策の充実

子どもが心身とも健やかに成長していくためには、安全・安心な環境を確保することが基本となります。乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった「不慮の事故」を未然に防ぐには、子どもの発達段階に応じた事故防止のための知識の普及が重要となっています。吉野町では乳幼児健康診査時にパンフレットを配布、また幼児歯科検診時には、おはなしらんどカンブリアでパネルを活用して事故防止について周知しています。

くるま社会の中で、交通弱者である子どもに対しての交通安全対策が重要です。吉野町では子どもの交通安全対策として、「交通安全母の会」による活動が実施されています。毎月1日、15日及び交通安全期間中の立哨活動や、通学路における危険箇所の点検等を行っています。さらに、事故防止対策事業としては、通学路交通安全対策プログラムを軸としてカーブミラー、ガードレール、防犯灯等の新設・更新を順次実施しています。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
こども園・学校交通安全教室	こども園・学校において交通安全教室や自転車教室等を開催し、交通安全意識の啓発を図ります。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

① 乳幼児の不慮の事故の防止

No.	具体的な取組	担当課
1	転倒や薬物、たばこなどの誤飲、浴槽での溺死など不慮の事故などを防止するため、保健指導や広報等による啓発活動を進めます。	長寿福祉課
2	地域の団体や子育て関連の団体・グループ等により、地域の遊び場や遊具の安全点検を行うなど、事故防止活動を促進します。	町民課 教育委員会事務局
3	子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報や子育てメール配信等で情報提供するとともに、乳幼児健康診査や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法などの知識の普及に努めます。(再掲)	長寿福祉課

② 交通安全対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、こども園、学校、集会所等で交通安全教室や自転車教室等の開催を推進します。	教育委員会事務局 総務課
2	子どもを車に乗せる時には、チャイルドシートを利用するように啓発を行います。	総務課
3	歩道や信号機、横断歩道などの交通安全施設について、関係機関との連携により計画的な整備を進めます。	暮らし環境整備課

No.	具体的な取組	担当課
4	各団体との協力により交通安全啓発事業を開催し、交通安全に対する意識の普及啓発を図ります。	総務課

(4) 防犯・防災対策の充実

吉野町の犯罪対策としては、主要道路、公共施設周辺、そのほか見通しの悪いところを中心に道路照明の設置を進め、防犯面での整備に取り組んでいます。

また、通学路等における犯罪から子どもたちを守る取組として、毎年、新入生（小学生・中学生）に防犯ブザーを配布しています。さらに、犯罪を抑止するため、**こども園**、小・中学校PTA、地域団体、民生委員・児童委員等の協力により、地域防犯パトロールを実施し、下校時には町内放送をしています。

これらの事故対策や交通安全対策、防犯対策に加え、吉野町では降雨による水害や土砂災害の発生、冬季の雪害、地震等が懸念されていることから、防災上の問題に対する対策も求められています。今後も、生活安全・交通安全・災害安全や防犯に関する知識・技能の習得を図るとともに、自ら身を守ることができるような総合的な安全対策を推進します。また、地域のつながりを生かし、吉野町の子どもを継続して見守っていくよう啓発活動を続けていきます。

関連施策

施策名	事業内容	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込み数	担当課
学校安全対策	外部不審者等の対策として防犯カメラを設置し安全強化に取り組めます。	実施	実施	実施	教育委員会事務局
こども園・学校避難訓練・防災教室	こども園、学校において避難訓練や防災教育を進めます。	実施	実施	実施	教育委員会事務局

今後の取組

① 防犯対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園、学校、集会所等において、子どもを対象にした防犯指導など、犯罪に対する子どもの防衛能力の育成を図ります。	教育委員会事務局 総務課
2	保護者や子育て関係団体等に対して、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。	教育委員会事務局
3	地域の子どもたちの安全確保のために、地域住民の協力を得て、登下校時等見守り活動を進めます。	教育委員会事務局
4	犯罪を抑止するため、PTAや地域安全推進委員等の協力により、青色防犯パトロールを実施します。	教育委員会事務局 総務課
5	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保を図るため、地区からの要望に応じ必要な場所に防犯灯などの整備を進めます。	暮らし環境整備課
6	こども園や小・中学校等の施設周辺の安全点検を進めると共に、不審者対応マニュアルを作成し、関係機関への周知に努めます。	教育委員会事務局

② 防災対策の推進

No.	具体的な取組	担当課
1	こども園、学校において、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を進めます。	教育委員会 事務局
2	地域ごとの自主防災組織づくりを促進し、地域での防災訓練等自主的な防災活動の取組を促進します。また、障がい児のいる家庭や障がいのある保護者の家庭など、支援を必要とする人の情報の把握・整備を進めるとともに、緊急時に対応できる救助・避難誘導體制の確立をめざします。	総務課 長寿福祉課
3	災害時にだれでも容易に避難できるように、わかりやすい避難所標識の設置に努めるとともに、避難所の出入り口の段差解消や利用しやすいトイレの整備などに努めます。	総務課
4	災害時に障がいのある保護者の家庭への確かな災害情報が提供できるように、防災行政無線の整備、FAXや音声告知放送の活用等、情報機器や地域情報体制の強化に努めます。	総務課
5	洪水・土砂災害上の危険箇所等を周知することにより、円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力の向上をめざすため、吉野町における浸水想定区域と土砂災害危険箇所をマップ上に表示した、洪水・土砂災害ハザードマップを配布しました。	総務課
6	住宅等の耐震化を促進するとともに円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力の向上をめざすため、地震被害想定調査に基づくデータをマップ上に表示した、地震防災マップを配布しました。	総務課
7	地域担当者制度の導入により、役場と地域とが連携を密にすることによって不便に感じるところ、危険箇所などをいち早く把握できる体制を整えました。	総務課

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、町全域を1区域として教育・保育提供区域を設定します。

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	令和元年度（実績）				令和2年度				令和3年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり			
①量の見込み (必要利用定員総数)	33	41	5	18	40	35	4	19	35	30	4	17	
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	111	45	7	23	111	45	7	23	111	45	7	23
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：人)	令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり			
①量の見込み (必要利用定員総数)	29	25	3	16	28	23	3	15	28	23	3	13	
②確保の内容	認定こども園 (教育・保育施設)	111	45	7	23	111	45	7	23	111	45	7	23
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

引き続き、町立こども園2園でニーズ量を受け入れます。

(2) 2号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

引き続き、町立こども園2園でニーズ量を受け入れます。

(3) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

引き続き、よしのこども園でニーズ量を受け入れます。

地域型保育について、吉野町では現在対象となる施設は無く、よしのこども園にてニーズ量をカバーできるため、確保方策としては0としています。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：窓口設置数（か所）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

保健センター内で子育て世代包括支援センターを開設し平成30年5月より、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。保健師が妊娠届け出時に面談しています。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

上段：利用者数（人）、下段：施設数（か所）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		700	680	660	640	620
		2	2	2	2	2
②確保の内容	718	700	680	660	640	620
	2	2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後とも、よしのこども園、わかばこども園の2園において「にこにこランド」「にこにこルーム」を開催します。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		190	190	190	190	190
②確保の内容	190	190	190	190	190	190
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、県医師会に加盟する病院・医院・診療所等や助産所に委託し、利用者がいつでも適切に受診でき、安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(4) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育てで支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：実施人数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		14	14	14	14	14
②確保の内容	14	14	14	14	14	14
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も支援が必要な家庭に対して早期に把握し、ニーズに応じて事業を実施していきます。

(6) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		64	63	62	61	60
②確保の内容	65	64	63	62	61	60
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

吉野町では、小学校区ごと2箇所学童保育所を設置して、留守家庭児童の対応をおこなっています。対象は小学1年生～6年生まで全学年の受入を行っています。

町全体の児童数は減少傾向にあるものの、学童保育所の利用希望者は校区により増加することが予想されることから、今後も利用希望者をすべて受け入れてくために、受入体制を整えていきます。

(7) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するために実施します。こども園在園児を対象にしたものと未就園児対象のものがあります。

こども園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、1号認定の幼児と2号、3号認定の保育短時間認定の乳幼児が対象です。

未就園児を対象とした一時預かり（一般型）については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます。

(ア) こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		750	740	730	720	710
②確保の内容	760	750	740	730	720	710
差(②-①)		0	0	0	0	0

(イ) こども園における在園児を対象とした一時預かり以外（一般型）

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		205	200	195	190	185
②確保の内容	210	205	200	195	190	185
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

こども園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）は、町内こども園2園において実施しており、未就園児対象の一時預かり（一般型）は、よしのこども園において実施しています。今後とも受入体制を確保していきます。

(8) 延長（時間外）保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態、通勤時間などに伴う保育時間の延長に対応するため、基本保育時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1	1	2	2	3
②確保の内容	0	1	1	2	2	3
差（②－①）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となりました。その内、標準時間認定（11時間）を超えた保育については延長（時間外）保育としてお預かりしています。＜短時間認定（8時間）を超えた保育については、一時預かりとして保育します。＞

今後とも、町内こども園2園において、必要に応じて延長（時間外）保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により乳幼児・児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数×日数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		16	18	20	22	24
②確保の内容	14	16	18	20	22	24
差（②－①）		0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成30年度7月より大淀町北野学園内 病後児保育『にじ』において委託実施しています。今後も保護者のニーズに対応するため、的確に提供できる体制を確保していきます。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人日）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在町内では、受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は、**児童養護施設**に委託し受入を行っています。今後もこれまでと同様に**児童養護施設**に委託する体制を維持し対応していきます。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員をなり、仕事と育児の両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

現在町内では、未実施の事業であり、今後ニーズが出てきた場合には、**広域的な整備を検討**していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案し、認定こども園・保育所等、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等の購入に必要な費用や行事への参加に必要な費用等について、その一部を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。

【量の見込みと確保の内容】

単位：利用者数（人）

	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成29年度より実施しており、今後も必要に応じて、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

主に待機児童を解消するために施設の設置を推進する事業で、現段階では実施の必要がないと考えます。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、普及促進が必要です。吉野町においては平成 27 年度より、町内の保育所、幼稚園が認定こども園に移行し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を行います。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

(3) こども園、小学校連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、こども園の園児と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民の方々との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び町民の方々の協力が不可欠です。そのため、町民のみなさんに対して町のホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、町民の方々との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のみなさんのニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

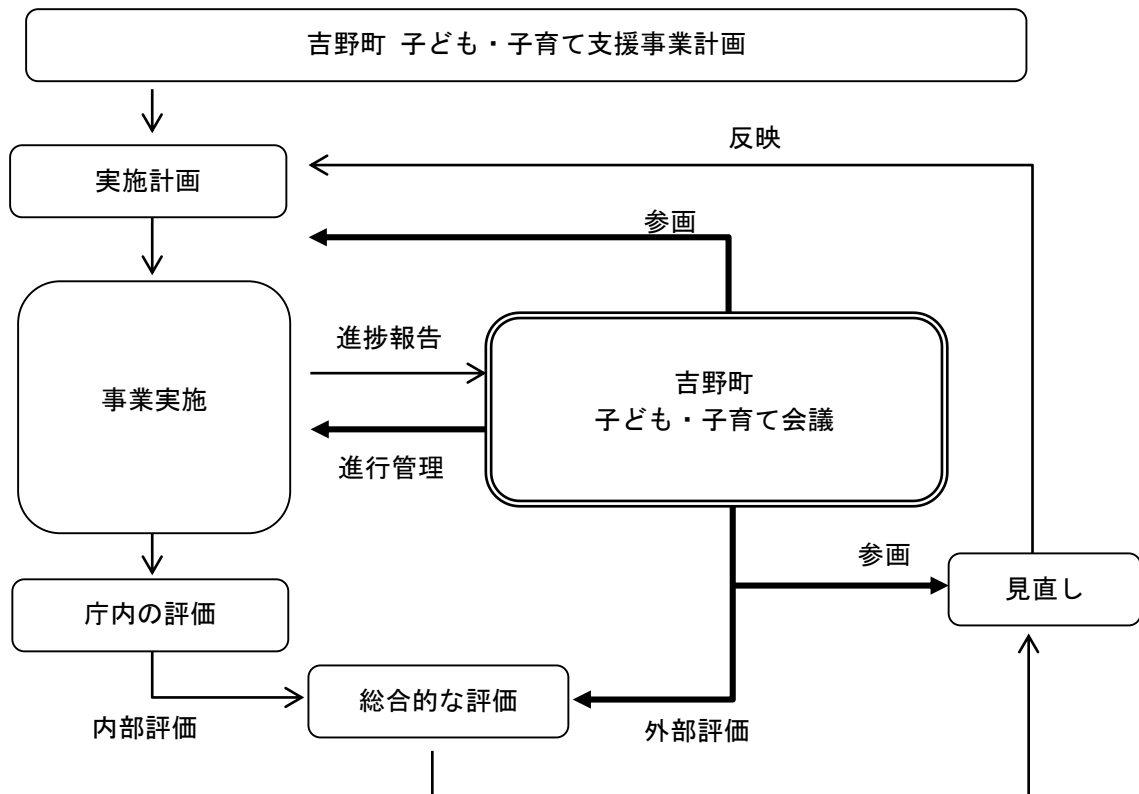
2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民のみなさんとともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「吉野町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

子どもと子育てをする保護者を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本事業計画は、時流に対応した現実的な事業計画としていくため、各施策・事業の進捗状況を把握し、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直し、推進していきます。

計画の点検・評価体制案



資料編

○吉野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) その他、町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年吉野町条例第3号）の規定を適用する。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他正当な理由があると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第3条 会議における会議録は次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は原則公開とし、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、会議録の全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、吉野町教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成25年11月27日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野町子ども・子育て会議運営要綱第2条第2項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、10名とする。ただし、会長は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場入り口の受付において、会議傍聴受付簿（別紙様式）に必要事項を記入するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは先着順により決定する。

(傍聴出来ない者)

第4条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められるもの
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、のぼりの類を携帯している者
- (4) ハチマキ、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している、または携帯している者
- (5) 笛、太鼓、ラッパその他の楽器の類を携帯しているもの
- (6) 異様な服装をしている者。
- (7) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者。（会長の許可を得た者を除く。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者。

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないものとする。ただし、会長の許可を得られた場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と許可を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) ハチマキ、腕章、たすきの類を着用する等威嚇的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと
- (5) みだりに席をはなれ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真、映画等を撮影し、または録音等をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は会議の事務局員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月27日から施行する。

○吉野町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略 かな順)

氏名	所属・役職名等	備考
小林 竜男	わかばこども園保護者代表	
杉村 智子	帝塚山大学 教育学部子ども教育学科 教授	
角田 哲典	小中学校長代表	
玉井 克育	吉野町連合PTA代表	
中前 照美	よしのこども園長	
林 豊子	公募委員	
東平 利次	吉野町民生主任児童委員	
水本 充洋	よしのこども園保護者代表	
森本 展代	わかばこども園長	
藪坂 眞佐	吉野町議会議員	
山本 春洋	吉野町区長連合会代表	

○吉野町子ども・子育て会議協議経過

開催回	開催日	会場	主な協議事項
第 11 回	令和元年 6 年 25 日	吉野町中央公民館 5 階 閲覧室	
第 12 回	令和元年 10 月 30 日	吉野町中央公民館 2 階 第 3 研修室	

